

防災に関する

県民行動指針

災害を知り、備え、対応する。そして地域の再生を。
まずは、始めてみよう。

令和4年3月
(令和7年10月改定)



はじめに

私たちの住む新潟県の地形は、内陸や海底の活断層による地震、県内各地の火山の噴火、大小の河川の氾濫、山間地での土砂崩壊や地滑りなどが頻繁に繰り返されたことにより形作られたものです。これらの自然現象は、冬季の豪雪や雪崩などと相まって、しばしば人々の暮らしを脅かし、大きな犠牲を強いる「災害」となりました。私たちの先人が、治山治水等を粘り強く進めた結果、現在は昔に比べて災害発生の頻度は減っています。しかし、依然として潜在的に災害発生の危険性が高い地域で暮らしていることを、私たちは忘れてはなりません。

ここ数十年の間に、過去の災害の被災経験が風化し、教訓が忘れ去られる中で、浸水や土砂災害等の危険のある地域に市街地が広がり、大規模な住宅地が造成されたり、高齢者や障害者の施設が設置されたりしています。

また、現代においては、産業や交通の発達の結果、大規模な事故など自然現象以外の原因で大きな災害が発生する危険性もあります。

近年、気象災害が激甚化・頻発化し、従来の経験に基づく想定や整備済みの防災施設の能力を超える事態の発生が懸念されています。その一方で、社会の少子・高齢化などにより、いざ災害が発生したときの個人や地域社会の対応力や災害からの回復力など、地域の防災力が総体的に低下し、社会の災害に対する脆弱性が高まってきていると考えられます。

新潟県では、平成 16 年の新潟・福島豪雨、中越地震、平成 19 年の中越沖地震による災害の教訓を基に「いいた防災戦略」を平成 21 年 3 月に策定し、本県防災の基本方針としてきましたが、策定から 10 年以上が経過し、上に述べたような防災を取り巻く環境の変化を踏まえ、改めて、あらゆる主体が防災に取り組む基本理念を共有し、防災意識の高揚を図ることを目指して、令和 3 年 1 2 月に「新潟県防災基本条例」を制定しました。

この「指針」は、この条例の第 10 条に基づき作成したもので、私たちが日頃から災害を正しく「知り」、災害に「備え」、発災時に正しく「対応し」、そして被災しても速やかに「再生する」ために、県民、事業者、自主防災組織等の役割や、留意すべき事項などについて記述していますので、防災に取り組む際の手引きとして活用いただきたいと思います。

県民の皆様におかれましては、是非一度本書に目を通し、一人一人が災害を自身の問題と捉えて実際の行動に移していただきたいと思います。そして、あらゆる主体の力を集めて県民の命と暮らしを守り、被災しても災害を乗り越え、「誰もが安心して暮らせる豊かな新潟県」を実現できるよう、ともに取り組んでまいりましょう。

■本書の位置づけ

新潟県防災基本条例第10条に基づき、県民、事業者及び自主防災組織等の方々に防災を知っていただき、自ら取り組む際の「手引き」として作成しています。

最新の情報をお届けできるよう、適宜更新していきます。

■新潟県防災基本条例の構成と主な内容

前文	制定の背景や理由、本県防災の理念を表明
第1条 目的	現在及び将来の世代の県民の生命、身体、財産を災害から守る、安全で安心な地域社会の実現
第2条 定義	用語の定義（自助、互助、共助、公助、防災力など）
第3条 基本理念	防災は事前の対策等を基本に、多様な主体が連携・協働し、持てる力を最大限に発揮 県民が学び、習熟し、伝承する機会を確保 等
第4条 県の責務	関係者と連携して防災対策を総合的に推進
第5条 県民の役割	自らの防災力を高めるための取組 「災害を知る」→「災害に備える」→「災害に対応する」→ 「被災後の地域社会を再生する」
第6条 事業者の役割	自らの社会的役割を踏まえて、事業を継続する体制の整備等の防災対策に取り組む
第7条 自主防災組織等の役割	地域の安全を確保するため防災対策に取り組む
第8条 市町村の役割	関係者と連携して防災対策を推進
第9条 県及び市町村の応援	災害時に一体（チームにいがた）となって被災市町村を応援、平時から応援・受援体制を整備
第10条 防災に関する行動指針	防災に関する意識の高揚と自発的な防災対策の取組の促進を図るため、「防災に関する行動指針」を作成
第11条 教訓の発信	過去の災害から得られた教訓を次代の県民に伝承、広く発信し、防災力を充実強化 県外の被災地域を支援

参考資料 P.76 も併せてご参照ください。

■新潟県防災基本条例の概要

(防災を取り巻く近年の課題)

- ◎ 気象災害の激甚化・頻発化 → 過去の経験や整備済の**防災施設の能力を超える被害の発生**
- ◎ 少子・高齢化 → **団塊世代の移行(支援者→要支援者)**が始まり、地域の担い手不足が顕在化
- ◎ 大規模災害の記憶の風化 → **備えやとるべき行動の忘失**
- 巨大地震や火山噴火等の発生のおそれも指摘 → **行政の対応力を超える事態発生**の懸念

背景の変化と課題の発生

(ソフト対策)

「**自らの命は自らが守る**」意識の醸成に向けた行政支援の強化

・**災害リスク情報の正しい理解** ・**地域の災害伝承による防災意識の醸成**

(ハード対策)

深刻な被害を回避する「**事前対応**」の強化

災害から得た教訓・知見

条例の特徴

目的
【1条】

現在及び将来の世代の県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に関する基本理念を定め、各主体の責務・役割を明らかにし、多様な主体が連携して、安全で安心な地域社会の実現に資する。

基本理念 【3条】

- 「**事前防災**」、「**減災**」、「**事前復興**」が基本
- **人命の保護**を最優先
- **自助、互助、共助、公助**を担う多様な主体が**連携・協働**、持てる力を最大限に発揮
- 全ての被災者の**生活再建**を図る。
- 県民が生涯にわたって**学び**、とるべき行動に**習熟**し、次代の県民に**伝承**する機会を確保
- **複合災害**等（積雪・感染症含む）を常に想定

県民の役割 【5条】

<「自助」意識の醸成と行動変容>

⇒ 「**ストーリー**」**立てした取組**で防災力を高める

災害を 知る	✓ ハザードマップ等の確認
災害に 備える	✓ マイ・タイムラインの作成 ✓ とるべき行動に習熟
災害に 対応 する	✓ 情報収集と安全確保行動
災害から 再生 する	✓ 地域社会の再生への協力

過去
<教訓>

現在
<行動変容>

防災文化

将来
<命を守る>

具体化・浸透

連携して促進

事業者 【6条】

- 事業継続体制の整備等

自主防災組織 【7条】

- 地域の安全を確保

県・市町村 【4,8,9条】

- 防災対策を推進
- 「チームにいがた」で相互に応援

教訓の発信 【11条】

- **教訓を次代の県民に伝承、広く発信** ⇒ 将来の県民を守る
- 県外被災地への支援⇒ 県外の防災に貢献しつつ、自らの防災力も向上

防災に関する行動指針 【10条】

- 災害を自身の問題と捉え、防災の日常化、防災文化の定着を図るため、理念条例の実践を促す**具体的取組**を指針化

自助として、まずは自分から始める。命を守る。

互助として、互いに助け合う。地域の安全を守る。

共助として、遠いところへも手を差し伸べる。手をつなぐ。

公助として、公が支える。全体にひろがる。

■本書の概要

(防災に関する県民行動指針の構成)

1 災害を知る

自分が住んでいる地域の地形や地質に関心を持ち、過去にどんな災害が起きたか（災害履歴）や、これからどんな災害が起きる可能性があるのか（災害リスク）を知っておくことが非常に重要。

- (1) 地域の災害履歴を知る**
まずは災害を知ることから始める。
- (2) 地域の災害リスク（発生危険度）を知る**
ハザードマップを確認する。
- (3) 危険の切迫を知る**
気象警報や避難情報を正しく理解する。
- (4) 災害下の生活と「その後」を知る**
災害に遭った自宅を・暮らしを立て直すために必要なことを知る。

2 災害に備える

防災の基本は事前対策。いざというときに慌てることなく冷静に対処するためには、日頃からの心構えや備えが重要。

- (1) 災害の発生を未然に防ぐ**
住まいや事業用施設の安全を確保する。
- (2) 発災時の対応の準備**
防災活動・訓練等に参加し、実践に努める。事業者は事業継続体制を整備。
- (3) 生活再建等に備える** 地震保険・共済に加入する。
- (4) 複合災害等に備える**
豪雪時や感染症まん延時などの複合災害等を想定して備える。

3 災害に対応する

災害が発生し、又は発生するおそれがある際には、命を守ることを第一に、安全を確保するための行動をとることが必要。

- (1) 初動＝災害が発生したら、まずは**
災害に関する情報の収集、速やかな危険の回避、負傷者等の救出に協力する。
- (2) 応急対策**
避難所の運営、被害の拡大防止等に協力する。
- (3) 生活の再建に向けて**
被災者の生活再建に向けた取組や社会福祉施設等を早期再開する。

4 災害から再生する

仮に被災しても、被災地域を「災害から再生する」ことが重要。誰も取り残されることなく、全ての被災者の生活が再建され、コミュニティが維持できるように互いに協力し合うことが必要。

- (1) 被災者の生活及び地域の再建**
被災者の生活再建と地域社会の復興に取り組む。
- (2) 被災者の生活再建** 支援を受ける。
- (3) 社会・経済の復興**
事業の継続や早期再開に努め、地域経済の復興に貢献
- (4) 教訓の発信**
被災経験から得られた教訓を次世代に伝承する。
- (5) 県外の被災地への貢献**
県外から支援を受けたことを忘れず、県外の被災地を支援する。

参考資料

■新潟県の防災の理念とイメージ図



災害から現在及び将来の世代の県民の命と暮らしを守るために、

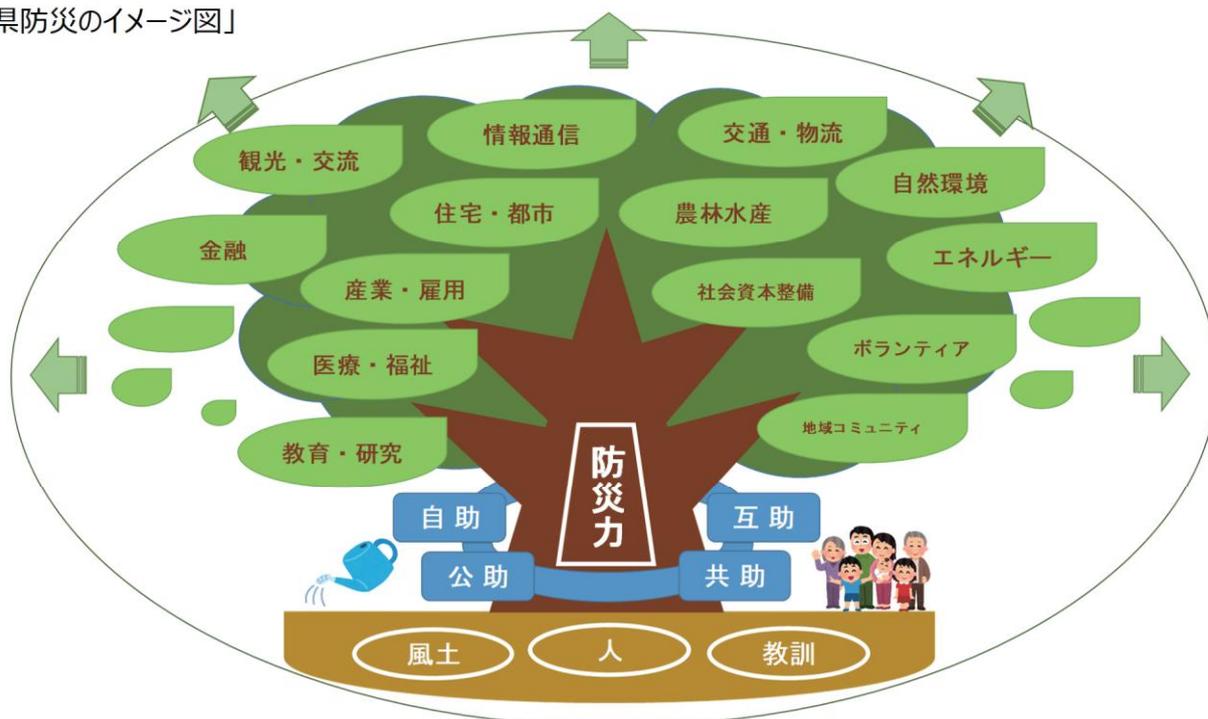
「あらゆる主体がそれぞれの立場で持てる力を最大限に発揮して防災に取り組むこと」

これが、新潟県防災基本条例で定めた本県防災の理念（根本的な考え）です。

県全体で防災を推進していくには、この理念を広く共有し、全員が「いま、ここで、起こったら」を考え、社会の様々な分野において実践していくことが重要です。

この理念を県全体で広く共有するために、次のとおりイメージ図「防災の樹」を描きました。

「本県防災のイメージ図」



本県の風土（地勢、気候、文化）と人、過去の災害から得られた教訓・知見等を土壌として、「防災の樹」は根を張り、枝葉を広げ、伸びていきます。

県民の「自助」、地域等の「互助」、ボランティアや事業者等の「共助」、そして行政の「公助」が協働してこの樹を育て、社会経済活動の様々な領域の隅々にまで、防災の理念や取組の枝葉を伸ばし、浸透させ、防災力の幹を太く大きくしていくことを表しています。

本県に根を張り、大きく育った樹は、安全・安心の木陰を生み出し、県民の命と暮らしを守ります。さらに太く大きく伸びていく「防災の樹」は、木陰を広げ、やがてそれは、次の世代の子どもたちを守るはずです。

災害をひとつごとに考えては、「防災の樹」は育ちません。でも、特別なものと身構えてしまっは取組を続けることが難しくなります。

日々の暮らしとともに、いつでも、どこでも、できることから、まいにちの防災にみんなで取り組み、この地に大きな「防災の樹」を育てていきましょう。

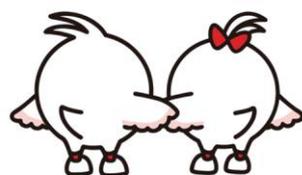
現在及び将来にわたって県民の命と暮らしを守る

災害に無関心であってはならない

災害で困窮する隣人に無関心であってはならない

あらゆる主体の力を集めて災害を乗り越える

災害から得た教訓を次代の県民に確実に伝承する



(新潟県防災基本条例前文から)

目次

はじめに

1 災害を知る

(1) 地域の災害履歴を知る	1
(2) 地域の災害リスク（発生危険性）を知る	3
(3) 危険の切迫を知る	6
(4) 災害下の生活と「その後」を知る	9

2 災害に備える

(1) 被害の発生を未然に防ぐ	11
①住宅の災害対策等	11
②事業用施設の被害防止	14
③防災まちづくり	15
(2) 発災時の対応の準備	17
①行動計画（マイ・タイムライン、個別避難計画）	17
②体制整備等	18
③地域の防災に関する人材の育成等	21
④訓練等による習熟	22
⑤物資の備蓄等	24
⑥事業継続計画等	26
(3) 生活再建等に備える	29
(4) 複合災害等に備える	31

3 災害に対応する

(1) 初動＝災害が発生したら、まずは	33
①情報の収集及び伝達	33
②円滑な避難等	35
③救出、救護等	37
(2) 応急対策	39
①避難所の運営等	39
②被害拡大防止	40
③医療救護活動への配慮	42

④公衆衛生の確保等.....	42
⑤被災地の安全対策.....	44
⑥流言飛語（デマ・フェイクニュースの拡散）の防止.....	44
⑦災害ボランティア活動.....	45
(3) 生活の再開に向けて.....	46
①罹災証明書の交付.....	46
②住宅の確保等.....	48
③教育、社会福祉サービスの再開.....	48
④こころのケア等の体制確立.....	49

4 災害から再生する

(1) 被災者の生活及び地域の再建.....	51
(2) 被災者の生活再建.....	52
(3) 社会・経済の復興.....	53
(4) 教訓の発信.....	54
(5) 県外の被災地への貢献.....	55

参考資料

(1) 新潟県内で発生する恐れのある主な災害の種類と特徴.....	57
(2) 新潟県地域防災計画の体系図.....	67
(3) 新潟県防災基本条例.....	68
(4) 新潟県防災基本条例検討委員会.....	70

主体別インデックス

●：各主体が確認しておくべきテーマ ◎：各主体にとって特に重要なテーマ (最低限確認が必要なもの)	ページ 番号	県民	事業者	組織等 自主防災 地域
1 災害を知る				
(1) 地域の災害履歴を知る	P1	◎	●	●
(2) 地域の災害リスク（発生危険性）を知る	P3	◎	●	●
(3) 危険の切迫を知る	P6	◎	●	
(4) 災害下の生活と「その後」を知る	P9	◎	●	
2 災害に備える				
(1) 被害の発生を未然に防ぐ	P11			
①住宅の災害対策等	P11	◎		●
②事業用施設の被害防止	P14		◎	
③防災まちづくり	P15	●	●	●
(2) 発災時の対応の準備	P17			
①行動計画（マイ・タイムライン、個別避難計画）	P17	◎		●
②体制整備等	P18	●	●	●
③地域の防災に関する人材の育成等	P21		●	●
④訓練等による習熟	P22	◎	◎	◎
⑤物資の備蓄等	P24	◎	●	●
⑥事業継続計画等	P26		◎	
(3) 生活再建等に備える	P29	◎		
(4) 複合災害等に備える	P31	◎	◎	
3 災害に対応する				
(1) 初動	P33			
①情報の収集及び伝達	P33	◎	◎	◎
②円滑な避難等	P35	◎	◎	◎
③救出、救護等	P37	●		●
(2) 応急対策	P39			
①避難所の運営等	P41	●		
②被害拡大防止	P40	◎		●
③医療救護活動への配慮	P42	●		
④公衆衛生の確保等	P42	◎		
⑤被災地の安全対策	P44	●		
⑥流言飛語の防止	P44	●		
⑦災害ボランティア活動	P45	●		
(3) 生活の再開に向けて	P46			
①罹災証明書の交付	P46	◎		
②住宅の確保等	P48			
③教育、社会福祉サービスの再開	P48		●	
④こころのケア等の体制確立	P49	●		●
4 災害から再生する				
(1) 被災者の生活及び地域の再建	P51	◎	◎	◎
(2) 被災者の生活再建	P52	◎		
(3) 社会・経済の復興	P53		◎	
(4) 教訓の発信	P54	◎	◎	
(5) 県外の被災地への貢献	P55	◎	◎	

■ 本書の利用にあたって

本書は、県民、事業者及び自主防災組織等の皆様に防災の手引きとしてご活用いただくことに主眼を置いて作成しておりますので、県と市町村の役割等については、その全てを記載しているものではありません。

防災対策について、県、市町村及びその他の防災関係機関の責務、役割及び業務の大綱等に関しては、「新潟県地域防災計画」に定めております。（P.75 をご参照ください。）

■ ページの見方

1 ……

……………。

(1) ……

～*****～

①……………

■ 県民の役割

○ ……。

■ 事業者の役割

○ ……。

■ 自主防災組織等の役割

○ ……。

■ 県と市町村の役割

○ ……。

<新潟県の取組：「*****」>

……………。

Q (💡) ……？

A (⇒) ……

……………。

One point!



災害を「知る」～「備える」の4つの大テーマ

大テーマに基づく中テーマ

小テーマ

テーマに対する各主体の役割を記載
※該当のある主体のみを記載します

テーマに関連した県の事業

テーマに関連した基礎知識やよくある疑問を紹介

1 災害を知る

災害から自分や家族の命と暮らしを守るためには、まずは「災害を知る」ことから始める必要があります。

「災害」とは、地震や台風といった異常な自然現象や大規模な事故等の原因により引き起こされる「被害」のことをいいます。被害の大きさは、私たちの社会の在り方、暮らし方によって変わってくるので、事前対策により、その被害を最小化することができます。

そのため、日頃から、自分が住んでいる地域の地形や地質に関心を持ち、過去にどんな災害が起きたのか（災害履歴）、これからどんな災害が起きる可能性があるのか（災害リスク）を知っておくことが非常に重要です。

また、風水害、津波、火山の噴火、原子力発電所の事故などに際しては、危険の切迫を知らせる情報が行政機関から発出されます。

いざというときに、正しく行動できるよう、その中身をきちんと理解しておく必要があります。

(1) 地域の災害履歴を知る

～まずは災害を知ることから始めましょう

◎ 県民、● 事業者、● 地域

■ 県民・事業者・地域の役割

- 自分が住んでいる地域では、過去にどんな災害が起きたのか、地域の地形や地質の特徴は何か、どのような災害が起きる可能性があるのか、災害記録誌、市町村が作成するハザードマップや広報誌、ホームページ等を活用して調べてみましょう。
- 身につけた知識や経験を防災対策に活用するとともに、小さな子どもにも分かりやすい言葉で教え、家庭の営みや地域の文化として次世代に伝えていきましょう。

■ 学校等の役割

- 学校等の設置者は、園児、児童、生徒又は学生の成長段階に応じて地域の過去の災害について学ぶ機会を創出するよう努めます。

■ 県と市町村の役割

- 県は、市町村及び防災関係機関と連携し、災害に関する知識の普及啓発を通じて、過去の災害を踏まえた防災に関する知識や教訓の地域への定着と次世代への承継を支援します。

<新潟県の取組>

「新潟県災害デジタルアーカイブ」

災害の記憶と災害から得た教訓・備えの必要性を次世代に伝えていくため、過去に発生した災害記録を体系的に閲覧できる「新潟県災害デジタルアーカイブ」を公開しました。

1 災害を知る

新潟地震（1964 年）や新潟県中越地震（2004 年）、令和 4 年 8 月豪雨（2022 年）など 9 つの災害について掲載されていますので、ぜひアクセスしてみてください。

過去を知り、
未来に備える。
「知る」これが
災害へ備える第一歩

新潟県災害デジタルアーカイブ 検索

各災害事例

- 1964年6月16日 新潟地震
- 1974年7月28日 新潟焼山火山災害
- 2004年7月12日～18日 平成16年7月新潟-福島豪雨
- 2004年10月23日 新潟県中越大地震
- 2007年7月16日 新潟県中越沖地震
- 2011年7月27日～30日 平成23年7月新潟-福島豪雨
- 2016年12月22日 糸魚川市大規模火災
- 2022年8月3日～4日 令和4年8月3日からの大雨
- 2024年1月1日 令和6年福島半島地震

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saigai-archive/>



←アクセスはこちらから

💡 防災教育 Switch

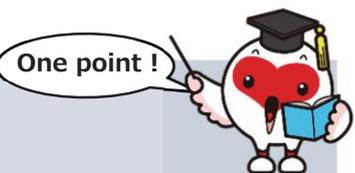
⇒ 防災教育 Switch とは

防災教育 switch は、防災教育へのハードルを下げたい、やってみようという気持ちを後押ししたい、という想いから生まれました。

防災への意識やその教育の大切さはわかるけれど、まず何から始めたら良いのかわからない。「難しそう」という堅苦しいイメージと、そしてその教育を継続していけるかどうかという不安。防災教育 switch は、そんな先生方のお手伝いをするウェブサイトです。

このサイトでは、授業用の教材のダウンロードや、防災への意識を高める取り組み、新潟県内で実際に防災教育を行っている学校の実践報告も紹介しています。

「防災教育 switch」公益社団法人 中越防災安全推進機構
<http://furusato-bousai.net/>



(2) 地域の災害リスク（発生危険度）を知る

～ハザードマップを確認しましょう～

◎ 県民、● 事業者、● 地域

■ 県民の役割

- 市町村が作成するハザードマップや自主防災組織等が作成する防災マップ等を確認し、住んでいる地域の避難場所、避難経路、避難方法、地域の危険な場所を前もって確認しておきましょう。その際、事前の下見や避難に要する時間を計測することも重要です。
- また、その作業に併せて、災害発生時に家族が慌てずにとるべき行動がとれるよう、災害発生時の連絡方法や、家族が離ればなれになってしまった場合の集合場所や避難場所を確認しておきましょう。

■ 県民・事業者・地域、県と市町村の役割

- 旅行や出張で訪れる人などは、その地域の災害発生危険性を知りません。旅行者等が災害発生時に速やかに危険を回避する行動がとれるよう、地域の災害発生危険性を旅行者等にも分かりやすく伝えてください。（自身に置き換えると、旅行・出張先のハザードマップ等を調べることを習慣にすべきです。）

<新潟県の取組>

「新潟県公式アプリ『新潟県防災ナビ』の運用」

令和元年7月から、スマートフォン上で手軽に地域のハザード情報を手軽に確認できる機能や、各種の避難情報、気象情報などをプッシュ通知で受け取ることができる「新潟県防災ナビ」の運用を開始しています。

「新潟県地震被害想定調査」

県内の地震被害想定を見直し、地震防災対策の強化を図ることを目的に2回目の「地震被害想定調査」を実施し、令和4年3月に公表しました。ご自身に降りかかる地震被害の危険性を正しく理解し、個人や地域などで実施出来る事前対策に活用してください。

「浸水実績図の公開」

新潟県では、過去の主要な豪雨について、実際に浸水した範囲を図面に表示しています。

「土砂災害防止法に伴う土砂災害警戒区域等の指定」

土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生する恐れのある箇所調査を実施し、調査結果を市町村長へ通知の上、区域の指定を行い県ホームページにて公表しています。

「ため池ハザードマップ等の作成」

県では、万が一決壊した場合に下流の区域に被害を及ぼすおそれがある防災重点農業用ため池について、市町村と協力し、ハザードマップ等の作成を行っています。

「新潟県気候変動適応計画」

近年、地球温暖化を原因の一つとして、これまでにない気温の上昇や極端な大雨・大雪、大型の台風などの被害が発生しており、将来ますます深刻化するおそれがあります。

県では、令和3年3月に、県内の気候変動の現状、将来予測、影響並びに適応策等についてとりまとめた「新潟県気候変動適応計画」を策定し、温室効果ガス排出の削減対策をとりまとめた「新潟県地球温暖化対策地域推進計画（2017-2030）」とともに両輪と位置づけ、次の世代に安全で快適な環境を引き継ぐための対策に取り組んでいます。

今後も、国や市町村、事業者、県民等と連携して、風水害、雪害、暑熱、農業被害などをはじめとする気候変動影響への適応策を推進するとともに、事業者や県民等に適応への理解を深めていただけるよう、適応に関する情報提供や普及啓発に努めてまいります。



気候変動適応にかかる本県で最も重要度の高い4項目

<p>水稲（主食用米）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稲晩生品種「新之助」のブランド定着 ・栽培技術・品種開発の研究 ・気象変動に対応した新潟米の生産対策 等 	<p>暑熱（熱中症等）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱中症予防の注意喚起、普及啓発（子供・高齢者・学校・競技団体・農作業等 等） ・スマート農林水産業、都市緑化の推進 等
<p>水害（洪水・内水）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備の推進、田んぼダム ・河川防災情報の発信、県防災アプリ活用 ・主体的避難行動の支援、防災リーダーの育成支援 等 	<p>雪害：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川除雪の実施、施設整備・保全 ・降雪量予測情報の発信・集落等の除排雪支援 ・雪を活用した観光振興 等

「新潟県気候変動適応計画」より

【情報の収集・集約】

Q 災害が起きる危険性を調べるには？

A ハザードマップ等を確認してみましょう。

市町村が作成したハザードマップ等を確認し、住んでいる場所で想定される災害の種類、被害の程度、危険性等を把握します。住んでいる場所の地形や地質について、より詳しく知りたい場合は、地盤図や地形図などを確認すると、急傾斜地か、丘陵地か、低地か、造成地（切土・盛土）か、地質は、沖積層（未固結堆積物で液状化しやすい）かなどを調べることができます。

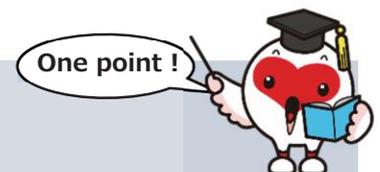
Q ハザードマップとは？

A 自然災害による被害を予測して、被害範囲等を地図に表示。

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のことです。（国土地理院 HP より）

災害の種別※ごとに市町村や県が作成し、住民にお知らせしています。

※「洪水」、「土砂災害」、「地震」、「津波」、「火山噴火」、「高潮」など。



📍 新潟県公式アプリ「新潟県防災ナビ」

⇒ 防災ナビの機能や使い方

お住まいの地域の災害の危険箇所、知っていますか？

「新潟県防災ナビ」は、地域のハザード情報を手軽に確認できるだけでなく、各種の避難情報、気象情報の入手や、災害時の避難にも活用できるツールです。

1. ふだんから

洪水、土砂災害、津波などのハザードマップで災害のリスクや避難先をチェックできます

2. 災害が迫ったら

プッシュ通知で市町村からの避難情報や、気象台からの気象情報がキャッチできます

3. 避難の際に

「避難コンパス」などを参照し、避難先へ速やかに避難できます

非常時のために、今できること

スマートフォン用 県公式アプリ
新潟県防災ナビ



防災ナビ画面 (イメージ)

令和4年8月の大雨(村上市)

あなたと家族を守るため 今、避難を知らせます

避難するために必要な情報を
ひとつにまとめて、届けます



ダウンロード無料
多言語対応

新潟県防災ナビ 録画

避難ってどうしたらいい？

<p>Question 01 市町村が指定する避難所、避難場所が分からない</p> <p>1 マップで近くの避難先が分かります</p> 	<p>Question 02 自宅が危険かどうか分からない</p> <p>2 ハザードマップを見ることができます</p> <p>YouTube 新潟県公式チャンネル</p> 
<p>Question 03 いつ、逃げ始めたらよいか分からない</p> <p>3 市町村から発令される避難情報がプッシュ通知で届きます</p> 	<p>Question 04 いま、自宅の周りが危険かどうか知りたい</p> <p>4 河川水位、河川カメラ、土砂災害危険度をリアルタイムで見ることができます</p> 
<p>Question 05 避難所へ逃げたはずの家族の安否を確認したい</p> <p>5 自分と家族の安否情報を登録することができます</p> 	<p>Question 06 離れて暮らす家族が危険かどうか知りたい</p> <p>6 自宅や実家など、県内の3市町村まで地点登録が可能です</p> 

避難に必要な情報をひとつにまとめて、届けます

新潟県防災局危機対策課 TEL.025-282-1638

📍 ハザードマップポータルサイト（国土交通省）

⇒ 身のまわりの災害リスクを調べる

災害リスク情報などを地図に重ねて表示できる「重ねるハザードマップ」と、各市町村が作成したハザードマップを閲覧できる「わがまちハザードマップ」が公開されています。

1. 重ねるハザードマップ

災害リスク情報や防災に役立つ情報を、全国どこでも重ねて閲覧できる Web 地図サイトです。

※整備・更新準備中の地域もあります。なお、詳細を確認する場合は市町村が作成したハザードマップをご覧ください。

2. わがまちハザードマップ

市町村が作成したハザードマップを見つけやすくまとめたリンク集です。

(3) 危険の切迫を知る

～気象警報や避難情報を正しく理解しましょう～

◎ 県民、● 事業者

■ 県民・事業者の役割

- 災害時に的確な避難行動や危険を避ける行動に結びつけるには、気象庁が発表する気象警報や市町村が発する避難に関する情報を正しく理解しておくことが重要です。
- 特に、市町村長が発する警戒レベル3の「高齢者等避難」が発令されたら、高齢の方や障害のある方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は危険な場所から避難し、それ以外の人も、普段の行動を見合わせたり避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難することが必要です。
- そして、警戒レベル4の「避難指示」が発令されたら、対象となる地域住民の方々は、危険な場所から速やかに全員が避難してください。
例) 緊急放送！緊急放送！こちらは、〇〇市です。〇〇川が氾濫するおそれが高まったため、洪水浸水想定区域である〇〇地区に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- 自分が住んでいる市町村では、どのように避難情報などが伝達されるのかを確認しておきましょう。

■ 県と市町村の役割

- 県及び市町村は、国その他の関係機関と連携し、県民、事業者、自主防災組織等に対し、「危険の切迫を知らせる情報」とその情報に基づき「とるべき行動」を正しく理解できるよう学習機会の提供に努めます。

<新潟県の取組>

「土砂災害警戒情報の発表および土砂災害危険度の発信」

土砂災害警戒情報は防災気象情報の一つで、市町村長が避難指示等を発令するときの判断や、住民の自主避難の目安となる情報です。新潟県では、土砂災害警戒情報の目安となる地域の土砂災害危険度を判定し、ホームページで公開しています。また、大雨によって土砂災害危険性が高まった際は、新潟地方気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表しています。

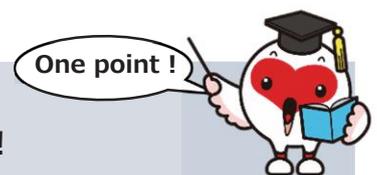
💡 5段階の「警戒レベル」

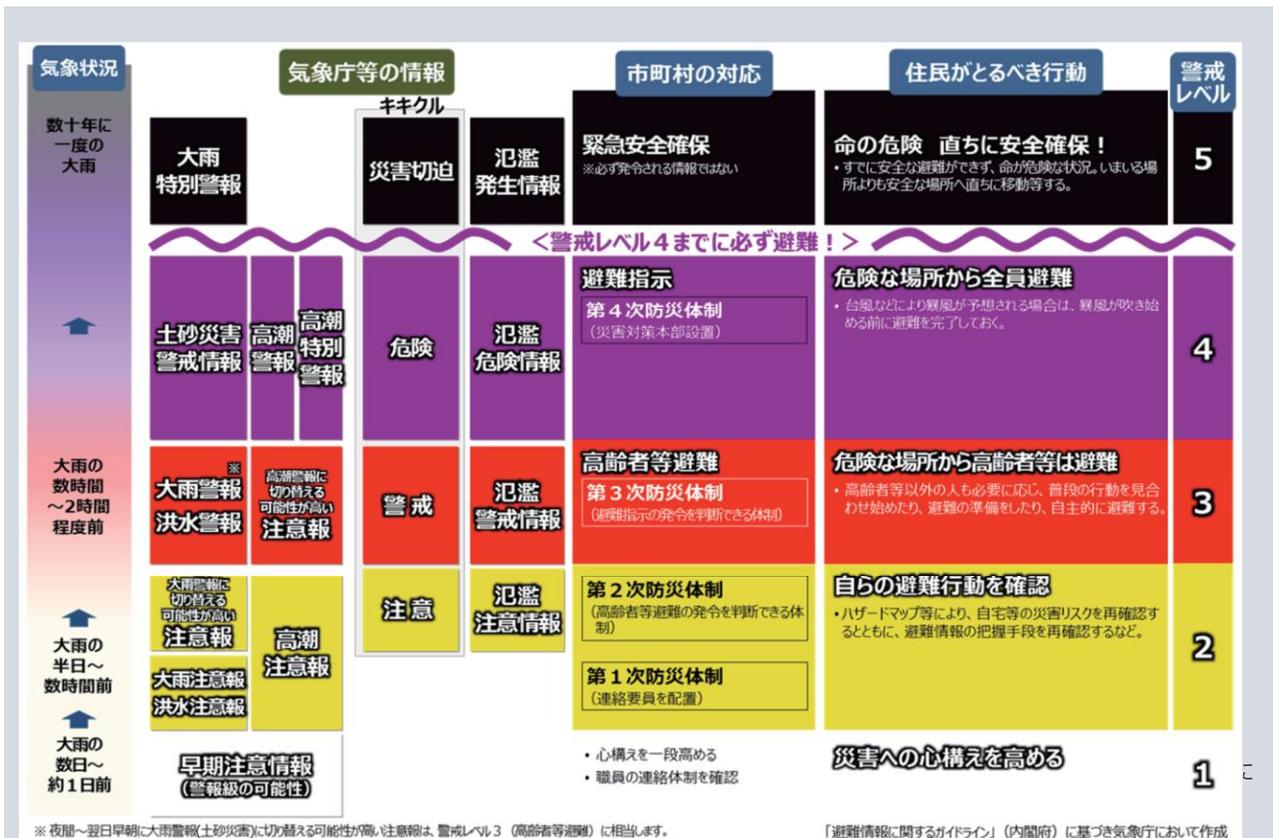
⇒ 避難行動等の判断・実施に必要な気象情報や避難情報に注意！

『自らの命は自らが守る』意識を持って自らの判断で早めに避難行動をとるために

地球温暖化に伴い気象状況が激化する中、特に突発的な災害では短時間で状況が悪化するため、まだ大丈夫と思っているうちに、道路は川ようになり、気付いた時には逃げ遅れてしまうことがあります。

「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））では、住民は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要との方針を示しました。そこで、自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の「警戒レベル」を明記して、防災情報が提供されることとなっています。





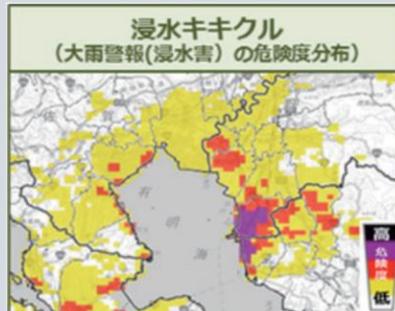
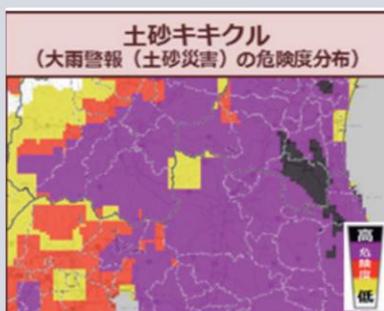
📍 キキクルとは

「キキクル」は、大雨や洪水による災害の危険が、どこで、どのレベルで迫っているかを、地図上で視覚的に知ることができる情報で、気象庁のホームページで公開されています。

テレビやラジオなどの気象情報で注意報や警報が発表されるなど、大雨による災害が発生するおそれのあるときや、急に激しい雨が降ったときは、このページにアクセスし、最新の情報を入手しましょう。大雨による土砂災害の危険度は「土砂キキクル」、短時間の強雨による浸水害の危険度は「浸水キキクル」、河川の洪水災害の危険度は「洪水キキクル」で、確認することができます。

気象庁 キキクル (危険度分布図)

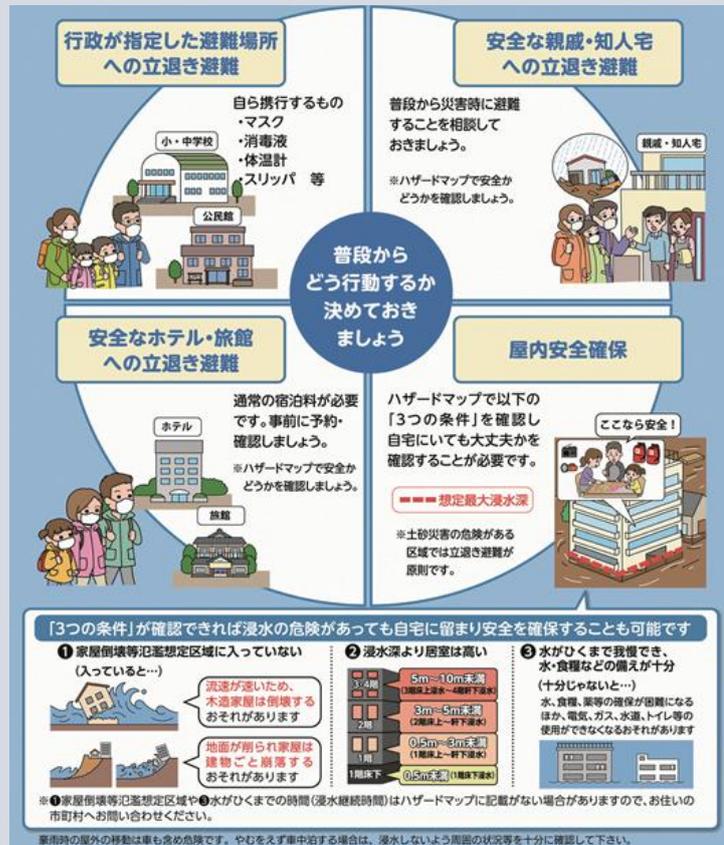
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#lat:34.252676/lon:137.197266/zoom:5/colordepth:normal/elements:land>



(出典：気象庁)

Q 「避難」って何をすればいいの？

A 小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは「難」を「避」けること。右記の4つの行動があります。



Q 集中豪雨の中、逃げ遅れてしまったら？

A 水の深さがひざより上までであるなど、避難場所への移動（水平避難）が困難だと感じたら、無理に避難せず斜面や川から離れた建物の2階以上など高いところへ一時避難（垂直避難）します。

💡 原子力災害時の避難

⇒ 原子力発電所で事故が起こった場合は、発電所の状況や発電所からの距離に応じて段階的に避難・屋内退避などを行います。

※ 原子力災害時にとるべき行動については、P.67 をご参照ください。

(4) 災害下の生活と「その後」を知る

～災害に遭った自宅を・暮らしを立て直すために必要なことを知ましょう～

◎ 県民、● 事業者

■ 県民・事業者の役割

- 過去の災害から得られた教訓を基に、災害を他人事ではなく「自分事」、「わがこと」として捉え、災害が発生する前に災害発生時の生活に必要な生活物資等は何か、考えておきましょう。
- 被災した後にどのように生活を再建していくのか、加入している損害保険や自然災害共済等の補償内容や公的支援の内容を確認し、足りない部分をどのように補っていくのか考えておきましょう。

■ 県と市町村の役割

- 県及び市町村は、県民及び事業者が災害下の生活と生活再建・経済再建について理解を深められるよう、学習機会や支援情報の提供等に努めます。

Q 被災した自宅を再建するにはいくらかかるの？

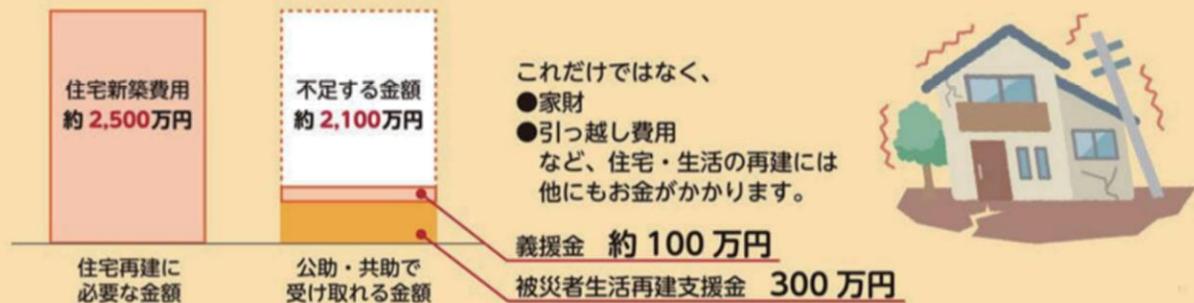
A 東日本大震災での住宅の新築費用は平均 2,500 万円。

One point !



被災後の生活再建にはお金がかかります！

東日本大震災で全壊した住宅の新築費用は、平均で約 2,500 万円でした。それに対して公的な支援金（被災者生活再建支援金）と善意による義援金の合計は約 400 万円にとどまりました。（内閣府「水害・地震から我が家を守る保険・共済加入のすすめ」より）



Q 再建費用は行政が支援してくれるから安心？

A 住まいへの支援制度は複数あり。しかし、個人の対策も必要。

一被災者生活再建支援法が適用され、複数人世帯で全壊判定だった場合、300 万円の支援金が支給されるほか、災害救助法に基づく応急修理制度や自治体独自の支援制度を受けられる場合があります。

ただし、地震保険への加入など、個人の対策も重要です。国等の調査によれば、地震保険に未加入の被災者よりも保険金を受け取ったの方が、比較的生活再建が進んでいる実態が明らかになっています。

➤ 被災者生活再建支援制度：55 ページ



いざという時に備えて /

地震保険・共済

に加入しましょう



被災者の生活再建や被災地域の復興には、
生活基盤である住宅の再建が重要な役割を果たします。
「地震保険・共済」に加入し、「生活再建力」を高めましょう！



家屋被害からの再建には **公的支援+α** が重要
公助(公的な支援金等)だけでは不足する場合があります。

公的支援金の受給例

1	2	3
被災状況 持ち家が全壊と判定	世帯構成 2人以上	住宅再建方法 新たに住宅を建設または購入

すべて満たした場合の上限は **400万円**

※1 「被災者生活再建支援制度」等
※2 令和6年能登半島地震の場合(国制度300万円、県市町村制度100万円)

地震保険とは？

- 対象は居住用の建物と家財。
契約金額は火災保険の契約金額の30~50%の範囲内。
契約金額の限度額は建物5,000万円、家財1,000万円。
- 地震・噴火・津波を原因とする損害(火災・損壊・埋没・流出)に対して保険金が支払われる。
- 液状化による損害(傾斜・沈下)も補償の対象。
※地震の共済制度も、各共済によりますが、対象範囲等は概ね同様。

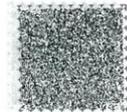


地震保険は国がバックアップする制度

新潟地震を契機に1966(昭和41)年6月制定の「地震保険に関する法律」に基づき、地震保険制度が創設されました。
民間保険会社が負う地震保険責任を国が再保険し、バックアップしており、阪神淡路大震災や東日本大震災でも保険金の支払いは円滑に行われています。

地震保険・共済の加入に係る問い合わせ

○ 契約している火災保険・共済の加入先へ相談しましょう。
※地震保険単独での加入は不可。火災保険とセットでの加入が必要です。



音声コードUni-Voice

▼ 裏面では令和6年能登半島地震における、地震保険加入者の声を紹介します。▼

2 災害に備える

災害について、正しい知識を得て、とるべき行動を理解した後は、「災害に備える」ことが必要となります。

防災の基本は事前対策です。特に大規模地震は、事前にその発生を察知することはできません。いざというときに慌てることなく冷静に対処するためには、日頃からの心構えや備えが重要となります。

(1) 災害の発生を未然に防ぐ

～住まいや事業用施設の安全を確保しましょう、地震は夜間・就寝中にも発生します～

① 住宅の災害対策等

◎ 県民、● 地域

■ 県民の役割

(住宅を取得したり賃借するときの対策)

- 新たに住まいを定める（住宅の取得や賃借）際には、事前にハザードマップ等を確認し、住宅が立地する地域の災害危険箇所及び災害発生の危険性について十分に理解した上で、場所の選定を行うように努めましょう。
- 可能な限り、浸水や地盤の液状化、土砂災害等が発生する危険性の低い場所を選ぶことで、被災するリスクを大きく低減することができます。
- 住宅の新築又は改築に際しては、耐震、防火、克雪など、想定される災害に備えた構造とするよう努めましょう。

(すべての住宅で必要な対策)

- 地震による住宅関係の被害の発生を防止するため、必要に応じて住宅の耐震診断（地震に対する安全性を評価すること）及び耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部の除去又は敷地の整備をすること）の実施に努めましょう。
- 住宅の外壁等の落下やブロック塀等の倒壊等による被害の防止措置も行うよう努めましょう。
- 地震による家具や家電製品等の転倒、散乱等から生命及び身体を守るため、室内の家具、家電製品等の固定や粘着マットの設置、ガラスへの飛散防止フィルムの貼付などを行い、家の中の安全の確保に努めましょう。
- 地震発生時の火災から生命及び身体を守るため、安全基準を満たした火気取扱器具（ガス機器、石油ストーブ等）や防災製品の使用、火気周辺の整理整頓などの出火防止対策や消火器、感震ブレーカーの設置等に努めましょう。

■ 空き家の所有者等の役割

- 空き家の所有者又は管理者は、「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）」等に従い、冬季の雪下ろしや除雪を含めて、空き家の管理を適切に行いましょう。

■ 地域の役割

- 地域内で著しく劣化していたり、落下物の発生するおそれのある住宅や倒壊のおそれのあるブロック塀等を把握するとともに、当該住宅の所有者等に安全性の向上を図るよう助言しましょう。

■ 県と市町村の役割

- 自助と互助・共助による対策が進みやすいように、情報の充実や相談窓口の設置、技術者の育成支援などの環境整備の促進に努めます。

<新潟県の取組>

「耐震すまいづくり支援事業」・「ブロック塀等安全対策支援事業」

地震時において倒壊等の危険性の高い木造住宅の耐震性の向上を図るために市町村が行う耐震診断・耐震補強設計・耐震改修等補助事業に対して、県がその費用の一部を補助しています。

また、通学路等に面するブロック塀等の倒壊または転倒による事故を未然に防止するため、ブロック塀等を対象に行う安全対策に対して、その費用の一部を補助しています。

「空き家対策」

空き家の適正な管理の必要性について、リーフレット（「空き家が気になったら読む本」）や動画（「動画で知ろう 空き家の未来」）等で県民にお知らせしています。

💡 地盤の液状化

⇒ 地震による振動で、地盤が液体状になる現象のことです。堅いと思っていた地盤がドロドロになり、建物の傾斜や沈下を招く原因となる可能性があります。お住まいの液状化のしやすさを、事前に確認しておきましょう。

昭和39年（1964年）6月16日に発生した新潟地震では、地盤の液状化によるビルの倒壊・転倒、道路・堤防の陥没、沈下等が多数発生しました。

「新潟県内液状化しやすさマップ」

国土交通省北陸地方整備局・公益社団法人地盤工学会北陸支部

<http://www.hrr.mlit.go.jp/ekijoka/niigata/niigata.html>



💡 感震ブレーカー

⇒ 地震による停電からの復旧時の通電火災を防止するためには、感震ブレーカーが効果的です。

地震発生時には、揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧したときに火災が発生することがあり

ます。また、東日本大震災における本震による火災のうち、過半数が電気関係の出火でした。

【事例 その1】

地震により家具などの可燃物が電気ストーブの近くに散乱する。通電してストーブが作動した後、可燃物に着火し火災が発生する。

【事例 その2】

家具が転倒し、電気コードが損傷する。通電後、コードがショートし、付近に散乱した可燃物に着火し火災が発生する。

このような電気火災を防ぐには、地震発生後に電気を止めることが重要であり、感震ブレーカーを設置することで、自動的にブレーカーを落とし、電気を止めることができます。

なお、感震ブレーカーの設置に際しては、急に電気が止まっても困らないような対策と合わせて取り組むことが必要です。

生命の維持に直結するような医療用機器を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。また、夜間の照明確保のために、停電時に作動する足元灯や懐中電灯などの照明器具を常備しましょう。

💡 空き家の所有者の管理責任

⇒ 「空き家」とは、一般的に、居住その他の使用がなされていないことが常態である家のことです。

倉庫や親族が集まる実家として使っていても、例えば1年以上出入りされていない場合、それは空き家となる可能性があります（判断は市町村が行います）。空き家は年々増加しており、適正に管理がなされていない空き家は災害の際に倒壊し、避難時の事故等につながる危険性があるため、所有者又は管理者の手による管理が不可欠です。

空き家は、次のとおり所有者の管理責任が定められています。

● 建築基準法（昭和25年法律第201号）

（維持保全）

第8条 建築物の所有者、管理者又は占有者はその建築物を常時適法な状態に維持保全する義務を負う。

● 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）

（空家等の所有者等の責務）

第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

● 民法（明治29年法律第89号）

（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

第717条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

💡 空き家バンク

⇒ 空き家は空き家バンクに登録することで、移住希望者等が活用できる可能性があります。

空き家バンクとは、自治体が空き家情報を集め、移住希望者や古い建物の活用希望者にインターネットなどで発信する仕組み（下図参照）です。市町村毎に特色のある取組を行っておりますので、空き家物件を提供したい方、空き家を探されている方は下記を参考に市町村の担当窓口にお問い合わせ下さい。（一部、実施していない市町村もございます。）

- 新潟の空き家を探す空き家情報検索システム

（市町村空き家バンク情報のポータルサイト）

<https://niigatakurashi.com/akiya-search/>

- 県内市町村の空き家バンク担当課連絡先一覧

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/toshiseisaku/akiya-bank.html>



②事業用施設の被害防止

◎事業者

■事業者の役割

- 法令に定める耐震性又は耐火性を確保しましょう。
- 外壁や看板の落下防止、工作物等の倒壊防止、備品の固定をしましょう。
- 所在する土地の立地条件と予測される災害等を把握し、従業員に周知しましょう。
- 消防法等の関係法令に基づき、災害時に利用者や従業員等の安全を確保するための具体的な計画を策定しましょう。
- 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として要配慮者が利用する施設は、立地の選定や施設の構造の検討及び前述した関係法令に基づく計画の策定に当たり、ハザードマップ等で把握した地域の災害の危険性と要配慮者の特性に十分留意する必要があります。

<新潟県の取組>

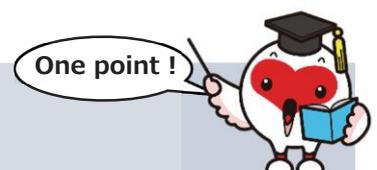
「要配慮者利用施設等に対する取組」

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として要配慮者が利用する施設(要配慮者利用施設)は、水防法、土砂災害防止法等の関係法令により、災害時に施設利用者や従業員等の安全を確保するための「避難確保計画」の策定が義務付けられています。新潟県では、市町村と連携して、要配慮者利用施設の管理者に向けて、講習会などの避難確保計画策定に係る支援を行っています。

💡 消防計画

⇒ 防火管理者は消防計画を作成し、届け出る義務があります。

多数の者を収容する建物の管理者等は、一定の資格を有する者から防火管理者を選任するととも



に、防火管理者は、消防計画を作成し、管轄の消防署に届け出る義務があります。詳細は、管轄の消防署にお問い合わせください。

【防火管理者が必要となる建物】

- ① 飲食店など不特定多数の人が出入りする用途がある建物のうち、建物全体の収容人員が 30 人以上のもの
- ② 共同住宅など特定の人が出入りする用途（非特定用途）の建物のうち、建物全体の収容人員が 50 人以上のもの 等

【消防計画で定める事項】

- ① 消防用設備等の点検、整備に関すること
- ② 避難通路、避難口等の避難施設の維持管理に関すること
- ③ 消火、通報及び避難の訓練等に関すること 等

③防災まちづくり

● 県民、● 事業者、● 地域

■ 県民・地域・事業者の役割

- 災害に強いまちづくりを進めるためには、住民同士が、また、事業者も地域社会の一員として、いざというときにお互いに支え合える関係を構築することが重要です。良好なコミュニケーションは、災害に対する心強い備えにもなることから、日頃から顔の見える関係づくりに努めましょう。
- 地域の防災まちづくりにおいて、自分たちのまちの課題はどこにあり、どんなまちにしたいのかを住民一人一人がアイデアを出し合い、実践するなど、まちづくりに積極的に関わるように努めましょう。また、地域住民で、防災性の向上につながる建築のルールづくりや建物の配置等について話し合う場などを設けて、その地域にふさわしい地区計画の策定について検討することも大切です。
- 宅地開発等を行う事業者は、その地域について周辺を含めて防災に関する情報をできるだけ開示するよう努めるとともに、災害危険区域等の開発行為に適当でない区域については計画に含めない、または含める場合は必要な安全対策を行うようにします。

■ 県と市町村の役割

- 県は、防災上の危険が著しい区域について、既成市街地の成り立ちや想定される災害の規模を踏まえながら災害危険区域の指定について検討を行い、災害の未然防止に努めます。
- 市町村は県と連携し、地域の特性に配慮するとともに、広く住民の意見を反映し、地域の将来を見据えて災害に強いまちづくりを計画的に推進するよう努めます。
- 市町村は、災害の発生のおそれのある土地についてリスクの評価を踏まえて、ハード、ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を講じるとともに、防災上危険な区域への都市的土地利用を誘導しないように努めます。

<新潟県の取組>

「新潟県雪対策基本計画」

県では、雪による被害を最小限に食い止め、雪を有効資源として積極的に活用することを目的に、「新潟県雪対策基本計画」において、今後講ずべき雪対策の基本方向を示しています。この計画に基づき、県、市町村及び関係機関が密接に連携し、県民の理解と協力を得ながら、多様できめの細かな施策を展開していくことを目指しています。

💡 地区計画

⇒ **住民の提案等に基づき、地域の実情に応じたきめ細やかなまちづくりを進めるための計画です。**

地区計画は、都市計画法第十二条の四第一項第一号で定める都市計画のひとつです。ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度です。指定された地区内の土地利用について規制を強化または緩和することができ、その地区の特性にふさわしい良好な整備及び保全を図ります。

💡 災害危険区域

⇒ **津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を条例で指定し、建築物の建築に関する制限を定めて災害の防止を図る制度です。**

県では、建築基準法第 39 条の規定に基づき、新潟県建築基準条例第 6 条において、地すべり、土石流又は雪崩等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定し、住居の用に供する建築の禁止その他の規制を定めて災害防止を図ります。

One point !



(2) 発災時の対応の準備

～防災活動・訓練等に参加し、実践に努めましょう、事業者は事業継続体制の整備を～

①行動計画（マイ・タイムライン、個別避難計画）

◎ 県民、● 地域・自主防災組織等

■ 県民の役割

- 地震や津波、水害、土砂災害など、災害の種類ごとに、各家庭で、家族それぞれがどのように行動するか、災害発生時のとるべき行動をあらかじめ考え、時系列で整理しておきましょう。
- この取組のうち、あらかじめ予測（台風の接近等によって河川の水位が上昇する等）できる風水害等について、一人一人がとるべき行動を整理した防災行動計画のことを「マイ・タイムライン」と呼んでいます。
- マイ・タイムラインなど、あらかじめ定めた行動計画は各自が実践しないと意味がありません。気象官署や市町村から発信される情報を「わがこと」として捉え、「自分だけは大丈夫」や「避難するのは面倒」等と考えるのではなく、「今、行動しなければ、命が危険になる」と意識して、すぐに動く習慣を身につけましょう。
- 在宅の避難行動要支援者及び保護責任者は、自らできることについては、事前に準備し、災害発生時の対応に備えましょう。援助が必要なことがあれば、市町村や地域住民等に対して自ら求めていき、普段から助け合える関係を築いておくことも重要です。

■ 地域・自主防災組織等の役割

- 地域住民や自主防災組織等は、在宅の避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係づくりに努めましょう。
- 地域社会全体で避難行動要支援者の「個別避難計画」の作成に協力しましょう。

■ 県と市町村の役割

- 市町村は、地域住民、自主防災組織等、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得ながら、在宅の避難行動要支援者の「個別避難計画」を作成します。

<新潟県の取組>

「新潟県マイ・タイムライン教室」

新潟県マイ・タイムライン教室は、座学やグループワークを通じて、水害・土砂災害に関する基本的な知識や安全を確保するための避難行動などを学びながら、マイ・タイムラインをつくり上げるものです。

新潟県では、「みずから避難で命を守ろう！」をキャッチコピーに、マイ・タイムライン作成を通じ、防災教育の自校化（各学校で行う防災教育に取り入れてもらうこと）を目指し、小学校（高学年）、中学校及び高等学校を対象に支援を行います。

「個別避難計画作成モデル事業の実施」

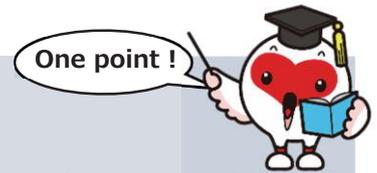
本県では、市町村における「個別避難計画」の作成を支援するため、村上市とともに、国の「令和3年度個別避難計画作成モデル事業」に応募し、採択されました。本事業では、市町村のほか介護・福祉の関係団体等を交えた会議を開催し、県内外の取組事例の共有や、課題解決に向けた意見交換を実施することにより、ノウハウや好事例の横展開を図りました。

💡 マイ・タイムラインとは

⇒ **住民一人一人の防災行動計画のことです。**

住民一人一人のタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするものです。（国土交通省 HP より）

その検討過程では、市町村が作成・公表した洪水ハザードマップを用いて、自らの様々な洪水リスクを知り、どの様な避難行動が必要か、また、どういうタイミングで避難することが良いのかを自ら考え、さらには、家族と一緒に日常的に考えるものです。



💡 個別避難計画

⇒ **避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う人や避難先等の情報を記載した計画のことです。**

個別避難計画の記載内容（例）

- ・要支援者の名前や住所（居所）などの基本情報
- ・緊急時の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由（障害の程度、要介護の程度、疾病の種類など）
- ・「音が聞こえない」「歩行できない」など避難時に配慮が必要な事項
- ・ハザードマップなどで想定される自宅の被災状況
- ・避難支援を行う人（組織、団体）の名前や連絡先
- ・避難場所や避難経路、避難場所までの危険箇所などの情報
- ・常備薬の置き場所やかかりつけ医、主治医の情報

②体制整備等

- 県民、● 事業者、● 地域・自主防災組織等

■ 県民の役割

- 防災の基本は、「自らの身の安全は自らが守る。自らの地域は自らで守る。」ことです。自ら防災対策を行うとともに、地域の自主的な防災活動や訓練等に積極的に参加するよう努めましょう。
- 自主防災組織等や消防団の活動への理解を深め、その活動に協力し、地域コミュニティの防災力を高めましょう。

■ 地域・自主防災組織等の役割

- 自治会、町内会単位など地域の実情に応じて組織的な防災活動を効果的に行うことができるよう、自主防災組織等を結成しましょう。なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災活動を実施するため、防災の現場における女性の参画を拡大するよう努めましょう。
- 日頃から堤防や護岸などの河川管理施設や海岸保全施設の漏水や亀裂などの前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、すぐに県、市町村、消防機関、警察機関へ連絡しましょう。
- 地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておきましょう。

■ 事業者の役割

- 事業者は、自らが果たしている社会的役割に鑑み、防災対策を積極的に行うとともに、そのために必要となる体制整備に努めましょう。
- 事業所は、組織内の自衛防災組織の育成に努めるとともに、災害時に地域の避難場所や防災活動の拠点となることも想定し、地域との連絡体制を確認するなど、緊急時の機能の確保に努めましょう。

■ 県と市町村の役割

- 市町村は、防災関係機関、事業者及び自主防災組織等と連携し、地域の実情に応じた災害発生時の住民による避難・救助活動のための体制の整備に努めます。
- 県は、国、防災関係機関、医療機関その他の関係者と連携して、災害に係る体制その他の防災に関する必要な体制を整備します。

<新潟県の取組>

「地域防災力の向上に資する市町村の取組に対する支援」

本県では、地域防災力の向上を図るため、市町村が行う自主防災組織の結成促進や自主防災活動の活性化、防災リーダーの育成等といった各種防災事業に対する補助を実施しています。

また、市町村が各種防災事業を行うにあたり、抱えている課題の解決や、事業のフォローアップ等を支援するため、市町村にアドバイザーを派遣したり、市町村の要望を踏まえたテーマ別意見交換会を開催しています。

「消防団加入促進事業」

近年、消防団員数の減少が続いていることから、地域防災力の維持を目的として、平成 28 年から取組を行っています。大学や企業を訪問しての勧誘や、PR 動画を作成するなど、県民の皆様の消防団への理解を深め、消防団への加入促進を目指しています。

「新潟県特定地域の自立・安全を支援する事業」

県では、特別豪雪地帯において、集落の安全・安心な冬期生活を確保するため、集落で使用するための小型除雪機の購入を補助する市町村に対して、購入に要する経費の一部を支援しています。

「新潟県冬期集落安全・安心確保対策事業」

県では、特別豪雪地帯において、過疎除排雪作業中の死傷事故防止に向け、高齢化等により雪処理が

深刻となっている集落における安全・安心な冬期生活を確保するため、市町村集落雪対策計画に基づき、市町村が行う克雪コミュニティ等による除排雪活動等に係る経費の一部を支援しています。

「災害時の応援業務に関する協定」

県では、災害等の予防、公共施設における応急対策や災害復旧、仮設住宅等の確保等に必要な対応について、38 の関係団体と応援業務に関する協定を締結し、災害に備えています。また、国土交通省北陸地方整備局、山形県、福島県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、新潟市、東日本高速道路株式会社新潟支社、中日本高速道路株式会社金沢支社と「災害時の相互協力に関する申し合わせ」を締結し、災害が発生し又はそのおそれがある場合の情報収集・提供、職員や専門家の派遣、資機材の貸付等の相互協力の内容等を定め災害に備えています。

💡 自主防災組織等の活動内容

⇒ 住民の隣保協同（隣近所での助け合い）の精神に基づく自発的な防災組織。

自主防災組織等の主な活動は次のとおりです。

1 平常時の活動

- (1) 情報の収集伝達体制の整備
- (2) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (3) 火気使用設備器具の点検
- (4) 防災資機材等の整備及び管理
- (5) 危険箇所の点検・把握
- (6) 避難行動要支援者に係る情報収集・共有

2 災害時の活動

- (1) 初期消火の実施
- (2) 地域内の被害状況等の情報収集
- (3) 救出救護の実施及び協力
- (4) 地域住民に対する高齢者等避難、避難指示等の情報伝達
- (5) 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導
- (6) 避難行動要支援者の避難支援
- (7) 給食・給水及び救助物資等の配分

💡 消防団

⇒ 消防組織法に基づき、市町村ごとに設置される非常備の消防機関

消防団員は非常勤特別職の地方公務員として、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神に基づき、消火活動のみならず災害発生時の活動などで重要な役割を果たしています。

また、平常時には防火指導や予防広報活動などの地域に密着した活動を展開しており、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしています。



③地域の防災に関する人材の育成等

● 事業者、● 自主防災組織等

■ 県と市町村、事業者、自主防災組織等の役割

- 県、市町村、事業者、自主防災組織等は、平時から防災に関する人材の育成に努めます。
- 市町村は、自主防災組織等が行う平時の防災活動や、災害時の被災者支援活動が効果的に行われるよう、県及び関係団体と連携し、防災リーダー（自主防災組織による防災活動において適切な指示を与える等当該自主防災組織の中で中心的役割を担う者をいう。）及び災害ボランティアコーディネーター（ボランティアによる支援活動が円滑に行われるよう関係者間の調整を行う者をいう。）の育成に努めます。
- 県及び市町村は、自主防災組織等の人材育成を行うための機会を提供するよう努めます。
- 人材の育成に当たっては、男女共同参画等の多様な視点を踏まえて行うよう努めます。

＜新潟県の取組＞

「新潟県防災リーダーの養成」

本県では、防災情報を正しく理解し、説明できる人材の育成を図るため、地域の防災リーダー等に対して指導・助言を行う「新潟県防災リーダー」を養成しております。

養成講座では、防災知識を人に伝えるスキルを実践的なワークショップ形式で学んでいただくほか、養成講座後もキャリアアップ講座や交流会等を開催し、長期にわたり地域防災の場で活躍いただけるよう、継続的なフォローアップを実施しています。



【養成講座の様子】



【認定証】

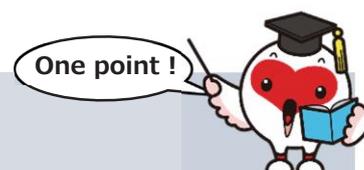
「新潟県災害ボランティア調整会議における人材育成」

県では、ボランティア関係団体で構成する新潟県災害ボランティア調整会議（事務局：新潟県社会福祉協議会）に参画し、災害支援に係るコーディネーター等の育成に取り組んでいます。

💡 災害時のコーディネーター等の重要性

⇒ ボランティア活動を円滑に実施するために必要な存在

ボランティア活動は、個々のボランティアの自主的・自律的な参加による活動ですが、災害時は「被災者ニーズが多岐にわたり膨大なこと」、「被災者ニーズが時間の推移により変化していく



こと」、「一時に多数のボランティアが集中すること」などから、ボランティア活動が効率的に進められるためには、災害ボランティアセンターの運営等に携わるコーディネーターやリーダーの役割が非常に重要となります。

④ 訓練等による習熟

◎ 県民、◎ 事業者、◎ 自主防災組織等

■ 県民の役割

- 地域で行われる防災に関する訓練及び講習に積極的に参加し、災害時の適切な行動の習熟に努めましょう。
- 災害時に慌てることなく冷静に対処するためには、訓練を繰り返し、改善を重ね、練度を上げていく必要があります。
- ペットの飼い主は、災害発生時に動物と一緒に避難できるよう、ケージに慣れさせる訓練や名札（飼い主の連絡先を記載）等の装着、ワクチンの接種等を行いましょ。一時的に飼育困難となることも想定し、預け先等を事前に確保しておくように努めましょ。

■ 事業者の役割

- 事業継続計画等に基づき、従業員に対する防災学習及び防災訓練等を実施するよう努めましょ。
- 地域の一員として、地域の防災訓練への参加等、地域防災活動への参画等に努めましょ。

■ 自主防災組織等の役割

- 自主防災組織等は、地域での防災訓練等を実施し、避難行動要支援者の所在の把握、避難所の開設・運営手順の検討、情報伝達体制や避難誘導體制などの確認に努めましょ。
- 平常時から個別避難計画が提供されている場合は、個別避難計画を活用した防災訓練等の実施に努めましょ。

■ 県と市町村の役割

- 市町村は自主防災組織等と連携し、地域住民参加の防災訓練等の実施、防災情報の提供、その他の必要な措置を講ずるよう努めます。
- 県及び市町村は、防災関係機関、事業者、自主防災組織等、その他の関係者が連携して、災害対応することを想定した防災訓練等を実施します。

<新潟県の取組>

「新潟県総合防災訓練」

県では、毎年、市町村との共催により、防災関係機関の連携体制強化と地域住民の防災意識向上を目的とした「総合防災訓練」を開催しています。



「新潟県原子力防災訓練」

県では、柏崎刈羽原子力発電所での事故を想定し、住民参加による広域避難訓練や、避難車両や避難住民の汚染状況を確認するスクリーニング訓練など大規模な総合訓練を実施するとともに、様々な場面を想定した個別訓練を実施しています。

こうした訓練を繰り返し実施することにより、原子力災害時における対応力のさらなる向上を図っています。



「農業用ため池の緊急点検訓練」

市町村やため池の管理者と連携し、地震による災害を想定した訓練を行っています。訓練では、農研機構が開発し国が運用している「ため池管理アプリ」により、ため池管理者が現地でスマートフォンを操作し、被災状況を報告します。

💡 釜石の奇跡

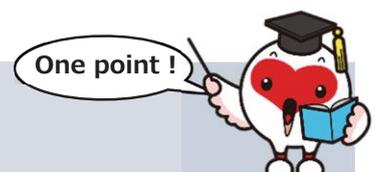
⇒ 積み重ねられてきた防災教育

平成 23 年 3 月の東日本大震災では、大津波が甚大な被害を及ぼしましたが、岩手県釜石市内の児童・生徒の多くが無事でした。この事実は「釜石の奇跡」と呼ばれ、大きな反響を呼びました。

なかでも、海からわずか 500m 足らずの近距離に位置しているにもかかわらず、釜石東中学校と鶴住居（うのすまい）小学校の児童・生徒約 570 名は、地震発生と同時に全員が迅速に避難し、押し寄せる津波から生き延びることができました。

その際、中学生は小学生の手を引き、津波から逃げ切りました。このように、積み重ねられてきた防災教育が実を結び、児童・生徒等の命が救われました。

「地区防災計画ガイドライン」（平成 26 年 3 月 内閣府（防災担当））



⑤物資の備蓄等

◎県民、●事業者、●自主防災組織等

■県民の役割

- 避難生活において自分や家族の事情等に応じて必要となる食料、飲料水、医薬品、携帯・簡易トイレ、衛生用品、乳幼児用品その他必要となる生活物資を最低3日分は自力で生活できるように備蓄しましょう。
- 中山間地域や離島など、災害に伴う交通の遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄するよう努めましょう。
- 避難の際に必要な物資を直ちに持ち出すことができるように点検や準備をしておくよう努めましょう。
- ペットの飼い主は、動物用避難用品の確保等を行いましょう。
- 災害発生時等の情報収集及び発信に必要な機器（携帯電話、スマートフォンやラジオ等）及びサービスが、迅速かつ確実に利用できるよう非常用電源の確保や利用手順の確認を含めて、準備しておくよう努めましょう。

■県と市町村、事業者・自主防災組織等の役割

- 県、市町村、事業者及び自主防災組織等は、それぞれの役割等に応じ、災害時に必要な生活物資の備蓄及び資機材を整備するとともに、これらの定期的な点検を実施するよう努めます。

＜新潟県の取組＞

「災害時に必要な物資の備蓄」

本県では、災害時に必要となる食料、飲料水、生活必需品及び避難所運営に必要な物資を備蓄しています。発災時は、市町村からの要請により避難所等に物資を供給するほか、現物で備蓄している物資のみでは不足する場合は、新潟県と災害時支援協定を締結している事業者等からの調達により確保することとしています。



【食料、飲料水】



【間仕切り、段ボールベッド】

「災害応急ポンプ等の貸し出し」

県は、農地・農業用施設災害の応急対策用に使用する水中ポンプ等を所有しており、市町村等への貸し出しを行っています。なお、農地災害の応急対策事業を実施する際には、必要に応じて無償で貸し出します。

Q 何をどれくらい準備すればいいの？

A 水や食料を最低3日分。居住地域や家族構成によってはそれ以上も。

- 水：1人1日3リットルが目安（飲料水+調理用水）
 - 食料：主食（米、カップめん）、主菜（レトルト食品、缶詰）、副菜（野菜）、菓子類など
 - カセットコンロ・ボンベ、簡易トイレ、充電器（モバイルバッテリー）、ティッシュペーパーなど
- ※ 大規模災害発生時には、「1週間分」の備蓄が望ましいとされています。
- ※ 飲料水とは別に、トイレを流したりするための生活用水も必要です。日頃から、水道水を入れたポリタンクを用意する、お風呂の水をいつも張っておく、などの備えをしておきましょう。
- ※ 車両の燃料もこまめに満タンとしておくよう心がけましょう。

One point !

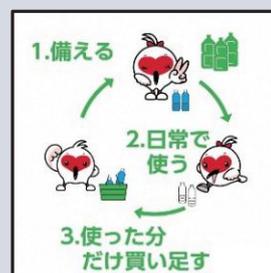


⇒ 非常用持ち出しバッグの中身の例（人数分用意しましょう）

- 飲料水、食料品（カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど）
 - 貴重品（預金通帳、印鑑、現金、健康保険証など）
 - 救急用品（ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬など）
 - 充電器（モバイルバッテリー）
 - ヘルメット、防災ずきん、マスク、軍手
 - 懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、携帯電話の充電器
 - 衣類、下着、毛布、タオル
 - 洗面用具、使い捨てカイロ、ウェットティッシュ、携帯トイレ
- ※ 乳児のいるご家庭は、ミルク・紙おむつ・ほ乳びんなども用意しておきましょう。

💡 簡単！「ローリングストック」のすすめ

⇒ 「ローリングストック」とは、普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法です。普段の買いものの範囲でできるだけでなく、買い置きのスペースを少し増やすだけで済むので、ぜひ試してみてください。



💡 「要配慮者のための災害時に備えた食品ストックガイド(平成 31 年 3 月)」(農林水産省)

乳幼児、高齢者、慢性疾患・食物アレルギーの方などに向けて、家庭備蓄を行う際に必要な情報、災害時における食事の注意点などをとりまとめたパンフレットです。

災害時の食生活における注意点や調理法など、一般の方にも共通して役立つ情報も紹介していますので、ここで紹介する情報をヒントとして、災害時に必要な備えを進めましょう。



⑥事業継続計画等

◎事業者

■事業者の役割

- 災害時において事業を継続し、又は中断した事業を早期に再開することは、被災地の雇用やサプライチェーン（製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム）の確保など、地域の復旧・復興に大きく役立ちます。そのため、事業継続計画（BCP）を策定し、定期的に点検と見直しを行うとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入など、危機管理体制の構築に努めましょう。
- 災害時に果たす以下の役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めましょう。
 - ・生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される事業所は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努めましょう。また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めましょう。
 - ・二次災害の防止

事業所において、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止に努めましょう。
 - ・事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努めましょう。
 - ・地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、県民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指すとともに、地域住民や自治体との協調の下、企業の特徴を活かした活動による地域貢献に努めましょう。

<新潟県の取組>

「新潟県流域下水道BCP」の策定

災害により下水道がその機能を果たすことができなくなった場合には、トイレが使用できないなど住民生活に大きな影響を与えるとともに、汚水の滞留や処理機能の低下によって、未処理下水が流出することで公衆衛生被害が発生し、住民の生命・財産に係わる重大な事態が生じるおそれがあります。よって、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠であることを踏まえ、下水道BCPを策定しています。

💡 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）

⇒ 災害時等に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などを予め取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

〔参考〕

【内閣府】

- 中央防災会議・民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会「事業継続ガイドライン」
- 「企業等の事業継続・防災評価 検討委員会」の検討の経緯と成果について

【中小企業庁】

- 「中小企業BCP策定運用指針」

💡 介護サービスの継続

⇒ 介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが重要です。

令和3年度から全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施が義務付けられています。（3年の経過措置期間あり。）

〔参考〕

【厚生労働省】

- 「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

💡 社会福祉サービス等の継続

⇒ 障害福祉サービスは、障害者、その家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、

One point !



災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが重要です。

令和3年度より、すべての障害福祉サービス事業所等において、BCPの作成が義務化されました。（3年間の経過措置あり）

〔参考〕

【厚生労働省】

- 「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」
- 「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

(3) 生活再建等に備える

～地震・風水害等の災害に対する保険・共済に加入しましょう～

◎ 県民

■ 県民の役割

- 日頃から災害が発生した後の暮らしを想定し、必要な備えを行うよう努めましょう。
- 被災時の生活再建に対する損害保険制度又は火災共済その他自然災害共済制度の有効性を理解し、それらの契約への加入等に努めましょう。

■ 県と市町村の役割

- 地震・風水害等の災害に対する保険・共済への加入促進のための普及啓発を行います。

<新潟県の取組>

「新潟県地震等災害保険・共済普及協議会」

本県では、平成 16 年の新潟中越地震、平成 19 年の新潟中越沖地震の教訓を踏まえ、平成 22 年に全国初の官民一体で地震保険・共済の加入率引き上げを図るための「新潟県地震保険・共済普及協議会」を設立し、普及啓発に取り組んできました。

一方で、近年風水害等地震以外の災害による被害も頻発していることから、令和 2 年に協議会の名称を「新潟県地震等災害保険・共済普及協議会」に変更し、地震に限らず、自然災害による損害を補償することのできる火災保険・共済等にも普及啓発の範囲を拡大して取り組むこととしました。

【正会員】 新潟県（事務局：防災局防災企画課）、一般社団法人日本損害保険協会、
全国共済農業協同組合連合会新潟県本部、
全国労働者共済生活協同組合連合会新潟推進本部（こくみん共済 coop）、
一般社団法人新潟県損害保険代理業協会



【協議会の様子】



【普及啓発グッズの作成・配布】

＜新潟県の取組＞

「民間企業等との共同作成パンフレット」

より身近なところから県民の皆様へ防災への意識啓発を呼びかけるため、県と「新潟県の防災力向上にかかる相互協力に関する協定」を締結している民間企業等のお力をお借りした取組を行っています。



【損害保険ジャパン株式会社】

【新潟県自動車販売店協会、
(一社)日本損害保険協会新潟損保会、
(一社)日本自動車連盟新潟支部】



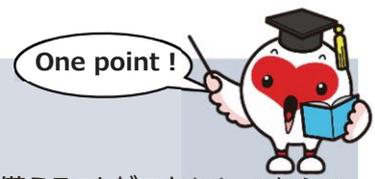
【新潟県地震等災害保険・共済普及協議会】

【新潟県
(一社) 日本損害保険協会
(一社) 新潟県損害保険代理業協会】

Q 災害に備えた保険にはどんなものがあるの？

A 家屋や家財、自動車を対象としたものがあります。

保険・共済に加入することで、災害による大切な住宅や家財への被害に備えることができます。これらの保険・共済には火災保険（共済）に上乗せで付帯するタイプのものや、基本的な補償に含まれるタイプのものなどがあり、補償の対象や内容は様々です。自宅の災害リスクを確認して、必要な補償を確保しましょう。



(4) 複合災害等に備える

～豪雪時や感染症まん延時の災害発生など、複合災害等を想定して備えましょう～

◎県民、◎事業者

■県民・事業者の役割

- 複合災害（地震、津波、豪雨、土砂災害、原子力災害等複数の種類の災害が同時又は連続して発生する状態のことをいう。）や積雪期、感染症のまん延といった厳しい環境における災害の発生は、現実起こり得ることから、常にその発生を想定して備えることが重要です。
- 複合災害等の発生を想定した上で、防寒対策や感染防止対策等にも配慮した備え（物資の備蓄等）に努めましょう。

■県と市町村の役割

- 県は、市町村及び防災関係機関と連携し、複合災害等の発生に備えた対策をあらかじめ検討するとともに、必要な施策を積極的に推進するよう努めます。
- 県及び市町村は、県民、事業者、自主防災組織等に対し、防災に関する教育、研修を実施する際は、複合災害等の発生を念頭に実施します。

<新潟県の取組>

「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営業務支援」

県では、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症を踏まえ、市町村の避難所における感染症対策の取組を支援するため、専門家を招いた職員向け研修の開催や、感染防止対策用資機材の備蓄を行っています。



【職員向け研修】



【感染防止用資機材の備蓄】



Q 災害も怖いけど、避難所での感染リスクも心配。どうしたらよい？

A 災害の危険が迫ったら、命を守るために、迷わず避難しましょう！

避難所へ行くことだけが避難ではありません。

新型コロナウイルス等の感染症がまん延する中でも、危険な場所にいる人は避難することが原則です。

また、「避難」とは「難」を「避」けること。小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。

ハザードマップで自宅や知人、親戚宅等の災害リスクを確認し、避難所以外の避難も普段から検討しておきましょう。

※本チラシは原稿の一部であり、取り扱い（使用するか否か、記載内容等）については各市町村が、地域の実情に応じ判断します。

新型コロナウイルス感染症拡大の中 災害の危険が迫ったら

まよ ひなん

迷わず避難。

避難所への避難だけが避難じゃない！

感染症まん延中の避難の4つのポイント

- 密集を避けるため
知人、親戚宅や
在宅避難を検討**
- 手洗い、換気等
感染予防の徹底**
- 非常食だけでなく
体温計、マスク等
持って避難**
- 体調が悪い場合は
スグに申告を**

**知人宅や自宅の危険度・経路を
ハザードマップで確認しよう。**

命を守るため避難発令時は必ず避難行動を取って下さい。

新潟県・〇〇市

ご家族と一緒に災害から命を守る 行動を確認しましょう

避難行動判定フロー

ハザードマップで自分の家の場所を確認して見ましょう。色がついていますか？

いいえ → 周りと比べて高い土地や、崖のそばなどにお住まいの方は、市町村からの避難情報を参考に安全な場所に避難しましょう。

はい → **災害の危険アリ！**
原則、自宅ではなく安全な場所に避難が必要です。

例外 → ※洪水の危険があっても、①浸水する深さよりも高い居室に避難ができる（家の2階など）
②浸水しても水がひくまで我慢でき、水や食糧等の備えが十分にあるという2つを満たせば、自宅でも安全確保することも可能です。

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ → 安全な場所に避難して身寄せられる親戚や知人はいませんか？

はい → 安全な場所に住んでいて身寄せられる親戚や知人はいませんか？

はい → 避難レベル3が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう。

いいえ → 避難レベル3が出たら市町村が指定している指定避難場所へ避難しましょう。

いいえ → 避難レベル4が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう。

はい → 避難レベル4が出たら市町村が指定している指定避難場所へ避難しましょう。

避難先や、経路の安全も確認が必要です。

台風19号の際、屋外で死亡した人の54%は車での移動中でした。
⇒だからこそ、**早めの避難が必要です。**

避難する際の持ち物チェック！

- 携帯電話 モバイルバッテリー 懐中電灯 携帯ラジオ 電池 薬
- 生活用品 非常食 水 携帯トイレ 身分証明書
- お金 ヘルメット 過敏、印鑑
- 232 消毒液 エタノール 体温計

新潟県・〇〇市

💡 原子力災害と自然災害が同時に起こったら

⇒ 人命最優先！

自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動※をとることを基本とします。

国や県、市町村からの情報や指示に基づき、落ち着いて行動しましょう。

※ 原子力災害に対する避難行動については、P.67 をご参照ください。

3 災害に対応する

災害が発生し、又は発生するおそれがある際には、命を守ることを第一に、適切に危険を回避し、安全を確保するための行動をとる必要があります。

そのためには、自ら災害に関する情報を収集し、早めに「災害に対応する」ことが求められます。

(1) 初動＝災害が発生したら、まずは

～災害に関する情報を収集し、速やかに危険を回避しつつ、負傷者等の救出に協力を～

①情報の収集及び伝達

◎県民、◎事業者、◎自主防災組織等

■県民の役割

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、自ら当該災害に関する情報（気象情報や避難情報等）を収集しつつ、地元自治会や近隣住民とも連絡を密にするほか、不要不急の外出を控え、速やかに避難できるよう準備するなど、自らと家族の身の安全を守るよう努めましょう。
- 災害に関する情報を入手した時は、要配慮者や情報を入手していない地域住民、地域情報に不案内な観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮しましょう。
- 気象情報を基に、大雨や台風が接近する前までに、安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。
- 被災地域外の住民は、通信量の増加を抑制するため、発生直後の不要不急な通信は控えましょう。

■事業者の役割

- 事業者は、災害時に、所有し、又は管理する施設の利用者及び従業員に対し、災害等に関する情報及び対応に必要な情報を随時的確に提供しましょう。

■自主防災組織等の役割

- 自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、地域の住民等に対し災害等に関する情報を伝達し、避難又は避難の準備等呼びかけるよう努めましょう。

■県と市町村の役割

- 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、新潟県地域防災計画の定めるところにより市町村及び防災関係機関等と連携して、当該災害に関する情報を収集、共有し、広く県民に伝達します。
- 市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、住民の生命又は身体を災害から保護す

るため、避難情報を発令します。

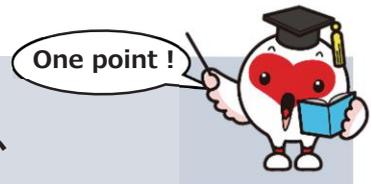
- 県及び市町村は、収集した情報等の迅速な伝達に当たり、多様な住民に対応するため、情報の受け手に応じた様々な情報伝達手段を用いて分かりやすく伝達するよう努めます。

<新潟県の取組>

「新潟県防災局 X と防災ポータル」

前述の防災アプリ「新潟県防災ナビ」のほか、ソーシャルメディアを通じて、幅広い方々に、新潟県に係わる様々な防災情報を発信するため「新潟県防災局 X」を運営しています。

また、県内各市町村の避難情報や避難場所の位置等のマップ情報、各種防災情報などを集約し、リアルタイムで確認できる専用ホームページ「新潟県防災ポータル」も公開しています。



💡 市町村長による避難情報の発令

⇒ 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難情報を発令します。

「避難情報と居住者等がとるべき行動等」

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等 [※] は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

💡 原子力災害時の避難指示等

⇒ 原子力発電所で事故が起こった場合、国や県、市町村から避難等の指示が出されます。

原子力災害時にとるべき行動については、P.67 をご参照ください。

②円滑な避難等

◎ 県民、◎ 事業者、◎ 自主防災組織等

■ 県民の役割

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村長から法に基づく避難指示等があったときは、これに応じて速やかに避難等の安全を確保するための行動をとりましょう。
- 自ら収集した災害に関する情報等に基づき、危険と判断した場合には、避難指示等の発令を待たずに、早めに避難等を行いましょう。
- 周囲の状況等から、指定緊急避難場所へ移動することが危険を伴う場合など、やむを得ない場合と判断した時は、近隣の安全な場所への移動や垂直避難（2階以上への避難）などで安全を確保しましょう。
- 火災を防止するため、自らの身の安全を確保した上で、火の始末をし、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを落としましょう。
- ご近所同士で声を掛け合い、助け合って避難しましょう。
- 津波が予想される場合は、高台や津波避難施設などへ直ちに避難してください。
- 避難にあたっては、要配慮者が円滑に避難できるよう配慮するとともに、隣近所に呼びかけるなどお互いに助け合いましょう。

■ 事業者の役割

- 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、消防法等の定めるところにより、その所有し、又は管理する施設の利用者及び従業員に対し、避難の誘導、救出・救護その他の必要な措置をとりましょう。
- 一斉帰宅による事故や混乱を防止するため、施設の安全を確認した上で、帰宅困難者となった従業員や施設の利用者などに施設内での待機場所や災害情報を提供しましょう。

■ 自主防災組織等の役割

- 自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、地域住民に対し、避難の誘導その他の必要な措置をとるよう努めましょう。

■ 県と市町村の役割

- 市町村は、自主防災組織等が実施する避難行動要支援者に対する避難誘導、介助その他の対策を推進するために必要な支援を行うよう努めます。

💡 指定緊急避難場所と指定避難所

⇒ 「命を守るために緊急的に避難する場所」と「一時的に滞在する施設」を市町村長が分けて指定しています。

東日本大震災の教訓を基に、津波などから命を守るために、何をおいても、逃げ込むべき高台等にある避難場所と、危険を回避した後に一定期間過ごすための避難所とは明確に区別して住民等に示すことになっています。

One point !



「指定緊急避難場所」は、津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所のことです。

津波避難場所



避難場所



「指定避難所」は、避難した住民等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在する施設です。

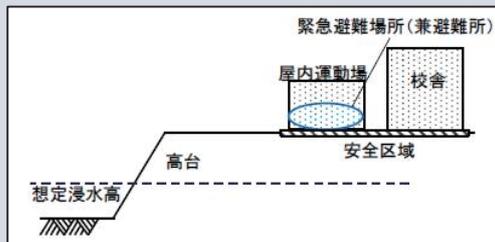
また、高齢者、障害者、乳幼児等の一般避難所での生活が難しい要配慮者のために「福祉避難所」が指定されています。

避難所



※高台に避難施設が立地しているなど、

緊急避難場所と避難所を兼ねている（両方で指定されている）施設もあります。



💡 原子力災害時の避難

国や県、市町村からの情報・指示に従って、落ち着いて行動しましょう。

※ 原子力災害時にとるべき行動については、P.67 をご参照ください。

③救出、救護等

● 県民、● 自主防災組織等

■ 県民の役割

- 災害の現場に居合わせたときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、自らの安全を確保した上で、可能な範囲で、負傷者等の救出及び救護、初期消火活動等に協力するよう努めましょう。

■ 自主防災組織等の役割

- 自主防災組織等は、災害が発生した場合には、自分たちの身の安全を確保した上で、地域において、負傷者等の救出及び救護、初期消火活動等を積極的に行うよう努めましょう。

■ 県と市町村、消防機関、医療機関等の役割

- 県、市町村、消防機関、医療機関等は、災害により被災した住民等に対し、協力して迅速かつ適切な救急・救助活動を行うものとします。

<新潟県の取組>

「新潟県消防防災航空隊」

機動的かつ広域的な消防防災活動を充実し、県民の生命、身体、財産を災害等から守るため、平成7年度から、県消防防災ヘリコプター「はくちょう」を運航しています。

市町村から派遣された隊員等で構成する県消防防災航空隊は、水難・山岳救助、離島急患搬送、災害時の被災地調査や傷病者の救出など、消防本部等と連携し、航空機の特性を活かした活動を展開しています。



One point!

💡 DMAT（でいーまっと）

⇒ 災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team の頭文字をとって略して「DMAT（ディーマット）」と呼ばれています。

「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム」と定義されています。

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームです。

阪神・淡路大震災について、初期医療体制の遅れが考えられ、平時の救急医療レベルの医療が提供

されていれば、救命できたと考えられる「避けられた災害死」が 500 名存在した可能性があったと後に報告されています。

この阪神・淡路大震災で災害医療について多くの課題が浮き彫りとなり、この教訓を生かし、各行政機関、消防、警察、自衛隊と連携しながら救助活動と並行し、医師が災害現場で医療を行う必要性が認識されるようになりました。

“一人でも多くの命を助けよう”と厚生労働省により、災害派遣医療チーム、日本 DMAT が平成 17 年 4 月に発足しました。

💡 DPAT（でいーぱっと）

⇒ **災害派遣精神医療チーム Disaster Psychiatric Assistance Team の頭文字をとって略して「DPAT（ディーパット）」と呼ばれています。**

DPATとは、自然災害や犯罪、事件・事故等の集団・人為災害において、精神科専門医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、組織するチームです。この活動は厚生労働省の「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」により規定されています。

東日本大震災の際、災害医療施策に精神科医療の位置付けがなかったことなどから、精神科医療支援の遅れに繋がりました。この反省の上に、国の様々な計画の中に DPAT が位置付けられ、国及び都道府県は DPAT の整備等に努めるものとされています。

チームの構成は、精神科医（48 時間以内に被災地で活動する DPAT 先遣隊を構成する医師は精神保健指定医でなければならない）、看護師、業務調整員で、被災によって機能しなくなった精神科医療の補填、被災した精神障害者や災害ストレスによる被災住民等への対応及び地域精神保健活動の支援等専門的なこころのケアに関する対応などの活動を行います。

💡 DWAT（でいーわっと）

⇒ **災害派遣福祉チーム Disaster Welfare Assistance Team の頭文字をとって略して「DWAT（ディーワット）」と呼ばれています。**

災害時において、避難所等に避難する要配慮者（高齢者や障害者など）の福祉的ニーズの把握や応急的ケアなどの活動を行う福祉専門職によるチームのことで。

災害の初期から応急・復旧期において、災害発生後の時間的経過によって変化する福祉的ニーズに対応した支援活動を行い、避難生活に伴って生じる生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害の発生を防止します。

(2) 応急対策

～避難所の運営、被害の拡大防止等に協力しましょう～

① 避難所の運営等

● 県民

■ 県民の役割

- 避難所に滞在する際は、避難所の管理者の指示に従い、避難所内の秩序の維持に協力するとともに、他の滞在者と協力しつつ、主体的に避難所の運営に携わるなど、円滑な共同生活を営むために必要な行動をとるように努めましょう。
- ペットの飼い主は、自らの責任の下、避難所のルールに則り、適切に飼育しましょう。
- 避難所外避難者（在宅・車中泊避難の被災者や指定避難所以外の場所に避難している被災者）は、市町村又は最寄りの公的避難所に現況を連絡し、必要な支援を求めましょう。

■ 県と市町村の役割

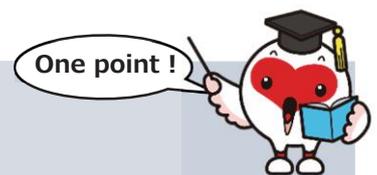
- 市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市町村地域防災計画に定めるところにより避難所（法第 49 条の 7 第 1 項に規定する指定避難所をいう。以下同じ。）を開設し、住民及び一時的な滞在者等を受入れて保護します。
- 市町村は、年齢、性別、要配慮者等避難者の様々な特性に配慮するとともに、感染症対策など、避難所における良好な生活環境の確保に努めます。
- 市町村は、避難所に管理担当職員を配置し、自主防災組織等、ボランティア、施設の管理者及び他の自治体からの応援職員等と連携して運営に当たるよう努めます。避難所の運営は、性別、幅広い年齢階層や職業・生業の異なる様々な人々の多様な視点が反映されるよう配慮します。
- 市町村は、避難所外避難者の把握に努め、食料、物資、情報の提供等、必要な支援を行うものとします。
- 県は、市町村が行う避難所の確保、迅速な開設及び円滑な運営のために必要な支援を行います。

💡 「市町村・避難所運営者のための

ペット同行避難所運営マニュアル」（令和 3 年 4 月）

⇒ ペット同行避難は、「自助」、「公助」、「共助」の充実が重要です。

本マニュアルでは、避難所設置主体となる市町村が避難所にペットを受け入れる体制を整備する「公助」を軸として、飼い主が平時から躰を施しケージやフード等を準備する「自助」や地域の飼い主同士が協力できるような「共助」がうまくかみ合うよう、ペットの受入れや飼養管理のルールづくりなど、具体的な作業手順を過去の対応事例を交えて解説しています。



②被害拡大防止

◎ 県民、● 地域・自主防災組織等

■ 県民の役割

- 災害が発生した場合、火気の使用を停止するとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか点検するなど、二次災害の防止に努めましょう。
- 住宅から離れる場合は、ガスの元栓を閉め、可能な範囲でブレーカーも落とし、停電復旧後の通電火災等の防止に努めましょう。
- 災害時に火災の発生や危険物の流出を確認したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、自らの身の安全を確保した上で、初期消火活動等を行うよう努めましょう。
- 地震発生後は、市町村が行う応急危険度判定の結果が確認できるまでは不用意に建物等に立ち入らないよう努め、やむを得ず立ち入る際は、安全確保について細心の注意を払ってください。
- 災害発生時の交通規制を守るとともに、消防や救急などの活動の妨げとならないよう車両の使用の自粛に努めましょう。
- 大規模な地震が発生すると、下水道等施設や宅地内の配水管も被災します。停電、断水、配水管の破損などを確認してから、使用しましょう。また、下水道管理者から下水道等の使用の自粛を求められた場合には協力しましょう。
- 路面状況やマンホール等の異常、雨水排水不良等を確認した場合には、自治会や市町村に報告しましょう。
- 積雪期の災害発生時には、ガス設備の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、LP ガス容器やガスメーター周辺の除雪に努めましょう。

■ 地域・自主防災組織等の役割

- 避難行動要支援者の避難誘導等を行う時には、避難行動要支援者世帯の火気使用の停止、ガス栓の閉止等の安全措置の実施状況を確認するよう努めましょう。
- 自らの身の安全が確保できる範囲内で、消防機関の到着までの間、できる限り、自力消火・救助活動に努めましょう。
- 地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認を取り合いながら、危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出活動に努めましょう。
- 消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力しましょう。

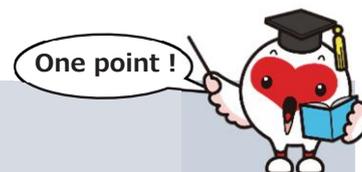
■ 県と市町村の役割

- 市町村は、県及び関係団体と連携し、災害により被害を受けた建築物及び宅地が倒壊又は崩壊すること等により生ずる被害を防止するため、建築物又は宅地の応急危険度判定を遅滞なく実施します。
- 県及び市町村は、国その他の関係機関と連携し、災害が発生した後も被害の拡大を警戒すべき区域について、引き続き気象情報等に留意し警戒監視を行うとともに、必要な措置を講じます。

<新潟県の取組>

「地震発生後の砂防設備等の点検」

新潟県では、震度 4 以上の地震が発生した場合には、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊「危険箇所」等の点検を行い、近隣住民の避難や緊急的な対策が必要と判断される情報を得た場合は、速やかに情報提供を行うこととしています。



💡 初期消火活動

⇒ 初期消火の 3 原則

火災が発生したときは、まずは隣近所に火事を知らせ、すみやかに 119 番通報を行いましょう。初期消火で火を消せなかったら、無理をせず、すばやく避難しましょう。

① 早く知らせる

「火事だ！」と大きな声を出し、援助を求めましょう。小さな火でも 119 番通報を行いましょう。

② 早く消火する

出火から 3 分以内が消火できる限度です。座布団で火をたたき、毛布で覆うなども効果的です。

③ 早く逃げる

天井に火が燃え移った場合は、速やかに避難しましょう。避難するときは、余裕があれば燃えている部屋の窓やドアを閉めて空気を断ちましょう。

💡 応急危険度判定

⇒ 被災建築物応急危険度判定

地震が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を、地方公共団体により要請を受けた応急危険度判定士が調査を行い、その建築物が使用できるか否かを応急的に判定することをいいます。余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図ることを目的としています。

⇒ 被災宅地危険度判定制度

地震や大雨等により宅地が大規模に、また広範囲に被災した場合に、宅地の被害状況を迅速に、また的確に把握し、住民の方への情報提供を通して、二次災害の軽減、または防止を図ろうとするものです。また、復旧対策に資する被災情報の収集とその活用等も兼ねています。

💡 車の運転中に災害が発生した時に行うこと

⇒ 車両の運転中は、次のとおり行動しましょう。

- ・急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させること。
- ・停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- ・引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意す

ること。

- ・車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはドアロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

③医療救護活動への配慮

●県民

■県民の役割

- 災害時に定期的に服用している薬や常備薬を可能な限り持ち出し、適切に服用するなど、体調管理に留意することを通じて、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努めましょう。

■県と市町村の役割

- 県は、災害が発生した場合にも、被災者が継続して医療を受けられるよう広域的な医療体制の整備に努めます。

④公衆衛生の確保等

◎県民

■県民の役割

- 被災地の住民は、保健所等の指導に従い、自らの健康を守り、感染症の防止など公衆衛生を維持するよう必要な措置を実施しましょう。
- 特に、水洗トイレが機能なくなると、排泄物の処理が滞り、排泄物に含まれる細菌による感染症や害虫の発生が引き起こされます。災害発生時のトイレの課題に関心を持ち、安心できるトイレ環境の確保のために、お互いに協力しましょう。
- 避難所の仮設トイレ等について、市町村の指示に従い、使用方法や維持管理等の公衆衛生面での対応に協力しましょう。
- 被災地の住民は、市町村が定めるルールに従って災害廃棄物を排出しましょう。
- ごみの野焼きや災害廃棄物の仮置場等への便乗ごみ（災害により発生したごみ以外のごみ）の排出、不法投棄等を行わないようにしましょう。

■県と市町村の役割

- 県及び市町村は、関係機関と連携し、被災地の環境悪化による感染症の発生及びまん延の防止その他の公衆衛生を確保するための措置を迅速に実施します。
- 県は、広域処理体制の整備等、市町村の災害廃棄物の処理を支援します。

💡 災害時のトイレ

⇒ **安心できるトイレ環境の確保は、健康を守ることに繋がります。**

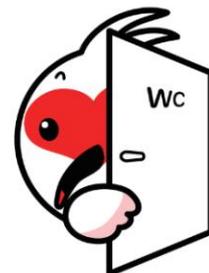
避難所等において、トイレが不衛生、段差がある、プライバシーが確保されないなど、使いにくくなると、トイレの使用がためらわれ、排泄を我慢するために、水分や食品摂取を控えてしまうかもしれません。そうすると、栄養状態の悪化や脱水症状、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）等の健康障害を引き起こすおそれが生じ、場合によっては死に至ることもあります。トイレを清潔に保ち、バリアフリー化や防犯対策等も行うことで、我慢せずに気持ちよくトイレを利用できる環境を確保し、健康の保持に努めましょう。

【参考】

「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」平成28年4月内閣府（防災担当）

「災害時のトイレどうする？」平成29年3月国土交通省水管理・国土保全局下水道部

One point !



⑤被災地の安全対策

● 県民

■ 県民の役割

- 災害時においても社会秩序を維持することにより、被災者の間に混乱が生じることを防止するとともに、全ての人の安全が守られるよう、相互に協力するよう努めましょう。

■ 県警察の役割

- 県警察は、市町村、消防団、自主防災組織その他の関係者と連携して、被災地や避難所においてパトロールや防犯に関する情報提供等を行い、被災地における治安維持と安全確保に努めます。

💡 災害時の治安の悪化

⇒ 被災地における犯罪抑止対策

東日本大震災では、沿岸地域の多くの住民が避難したために民家や店舗等への侵入が容易となったことから、発災当初、これらの民家や店舗等を狙った窃盗事件が多発しました。このため、警察では、特別警備隊を編制して重点パトロールを行うなど警戒態勢を強化しました。

このほか、震災に便乗した悪質商法、詐欺等の発生を受け、関連情報の収集や消費生活センター等の関係機関・団体との情報共有を行った上で、取締りを徹底するとともに、被害の拡大を防ぐため、政府広報、ウェブサイト等を利用した広報啓発活動、口座凍結のための情報提供等を推進しました。

One point !



⑥流言飛語（デマ・フェイクニュースの拡散）の防止

● 県民

■ 県民の役割

- 災害時の混乱に乗じた虚偽の情報の発信、差別的な言動は許されることはありません。
- 災害等に関する情報の根拠を確認し、会話や SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の各種メディアでの発信により流言飛語（デマ・フェイクニュース）を拡散しないよう注意してください。

💡 流言飛語（デマ・フェイクニュース）等の事例

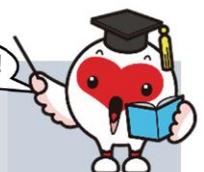
⇒ 熊本地震におけるデマ情報「動物園からライオンが逃げた」

後日、偽計業務妨害で逮捕。

⇒ 北海道胆振東部地震における停電や断水に関する誤情報

打ち消しのために消防車等の出動による巡回広報。

One point !



- ⇒ **福島第一原発事故に伴う風評に基づく差別的取扱い**
被災者にとって二次的な被害である深刻な人権侵害が発生。
- ⇒ **コロナ禍におけるトイレトーパー不足の流言「中国産が多いため不足する等」**
全国的に品薄・品切れ状態が続く。

⑦災害ボランティア活動

● 県民

■ 県民の役割

- 災害ボランティアに参加する場合は、往復の交通費の負担や宿泊先確保に加え、水・食料・薬・着替え・ボランティア保険の加入など、自ら必要な準備を行い、「自己完結」で被災地に入りましょう。なお、被災地に入る際は、事前にインターネット等で現地のボランティア募集の状況等を確認しておくことが大切です。
- 現地では、必ず災害ボランティアセンターに登録し、ルールに従って活動しましょう。
- 活動中は健康状態に気をつけ、不調になったら早めに活動をやめる勇気を持ちましょう。

■ 県と市町村の役割

- 県及び市町村は、ボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、社会福祉協議会等による災害ボランティアセンターの設置・運営への支援等ボランティアの受入れに係る体制の確立その他必要な支援を行います。

<新潟県の取組>

「災害ボランティア活動の支援」

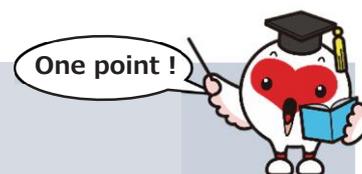
県では、ボランティア関係団体で構成する新潟県災害ボランティア調整会議（事務局：新潟県社会福祉協議会）に参画し、構成団体と連携しながら、災害時におけるボランティアバスの運行や平時における人材育成など、災害ボランティア活動の支援を行っています。

💡 災害ボランティアセンター

⇒ 被災者とボランティアをつなぐ組織・拠点

災害が発生した際に、被災者のニーズとボランティアをつなぐことで被災者を支援する組織又は拠点を指します。主に地元の社会福祉協議会が設置し、NPOや青年会議所などとの協働により運営されることが多いです。

災害ボランティアセンターでは、被災者のニーズ把握やボランティアとのマッチング、資機材の調達、情報発信など、様々な活動が行われます。



(3) 生活の再建に向けて

～被災者の生活の再建に向けた取組や学校、社会福祉施設等の早期再開～

① 罹災証明書の交付

◎ 県民

■ 県民の役割

- 生活再建のための公的支援を受けるには、市町村が発行する罹災証明が必要です。罹災証明書の交付を受けるには、被害認定調査を受ける必要があります。
- 被害が発生したら調査が行いやすいよう、建物の被害の状況や浸水した跡を写真に記録しておきましょう。

■ 県と市町村の役割

- 被災市町村は迅速に住家の被害認定調査を実施して、罹災証明書を被災者へ交付します。
- 県及びその他の市町村は「チームにいがた」として被災市町村の業務を全力を挙げて支援します。

<新潟県の取組>

「チームにいがた」と生活再建支援業務

県と県内 30 市町村は「大規模災害における『チームにいがた』による相互応援等に関する協定」を締結し、被災市町村を全力を挙げてバックアップする体制を整えています。

住家の被害認定調査や罹災証明書の交付といった生活再建支援業務は大量のマンパワーと業務の複雑性が課題となっていますが、県では市町村と共同で「被災者生活再建支援システム」を導入し、迅速・効率的に業務を処理できる体制を整えています。



One point!



💡 住まいが被害を受けたとき 最初にすること

⇒家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際に役に立ちます。

家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさがよくわかります。

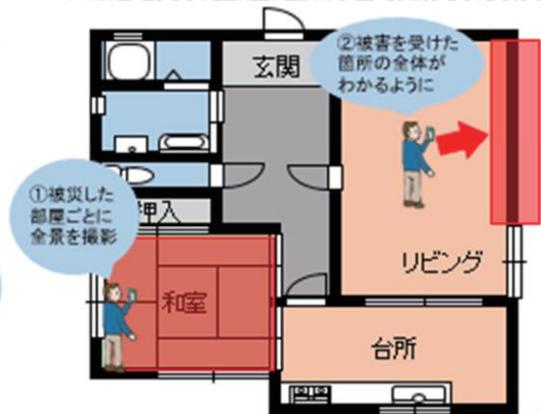
家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
①被災した部屋ごとの全景写真
②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。
- <想定される撮影箇所>
内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

<イメージ図>



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



Q 罹災証明書はどうやってもらうの？

A 市町村への申請が必要です。申請時期や方法は市町村からの発表に注意しましょう。

罹災証明書は原則、お住まいの市町村へ交付申請が必要です。交付の時期や方法は、災害の規模などで市町村により異なります。住民登録のない方も交付申請ができますが、居住を証明するため、現住所がわかる郵便物や光熱水費の領収書などを用意しておきましょう。

また、同じ敷地内に複数の建物がある場合（母屋と離れなど）、実際に居住している建物はどこか、正しく申請する必要があります。

②住宅の確保等

■県と市町村の役割

- 県及び市町村は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない方又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊、半焼した方について、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき住宅の応急修理を実施して被災者が早期帰宅できるよう支援します。
- 県は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない方であって、自らの資力では住家を得ることができない方について、災害救助法に基づく応急仮設住宅を設置し被災者に供与します。応急仮設住宅の供与にあたっては、関係者と連携し、地域の特性や入居者の様々な事情に十分配慮します。

③教育、社会福祉サービスの再開

●事業者

■学校、社会福祉施設等の役割

- 学校等の設置者は、県、市町村その他の関係者と連携して、学校等の機能の早期回復を図り、学校等における教育活動の再開に努めます。
- 保育施設、高齢者施設、障害者施設等の社会福祉施設の設置者は、県、市町村及びその他の関係者と連携し、サービスの早期再開に努めます。

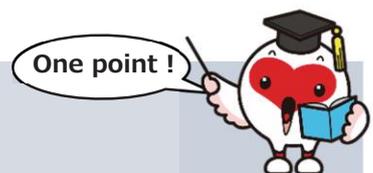
💡 社会福祉施設等が被災した場合

⇒施設等の被害状況を写真で記録しましょう

建物などを復旧（※）するための費用の支援として「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」を受けられる場合があります。（※「原形復旧」が原則です。）

補助協議にあたり、被災状況がわかる写真の提出が必要となります。

- ・ 施設の全景写真
- ・ 被害状況が確認できる写真（「被害を受けた箇所の遠景を撮影したもの」と「すべての被害箇所についてそれぞれ拡大したもの」がセットが必要です。）



④こころのケア等の体制確立

● 県民、● 地域

■ 県民・地域の役割

- 被災すると急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることがあります。自身はもとより要配慮者である乳幼児・高齢者・障害者等のこころの健康にも配慮しましょう。
- こころの健康度の向上には、人と人とのつながりやネットワークにより孤立感を解消することが有効です。お互いに協力して地域コミュニティの維持回復・再構築に努めましょう。

■ 学校等、県と市町村の役割

- 学校等の設置者は、被災した児童、生徒等のこころのケアに資するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣など、必要な措置を行うよう努めます。
- 市町村は、県及び防災関係機関と連携して、被災者のこころのケア（被災したことにより精神的健康が損なわれた状態からの回復及び予防をいう。）その他の災害の特性に応じた傷病への対応のため、相談窓口を設置する等の必要な体制を確立します。

<新潟県の取組>

「新潟県災害派遣精神医療チーム」

県では、県内外において地震等による大規模自然災害や犯罪事件及び航空機・列車事故等の大規模集団災害における精神科医療及び精神保健活動を支援するため、新潟県災害派遣精神医療チームの整備を行っています。（P.40 をご参照ください。）

💡 こころの健康を守るために（厚生労働省）

被災された方へ

- お互いにコミュニケーションを取りましょう
- 誰でも、不安や心配になりますが、多くは徐々に回復します
- 眠れなくても、横になるだけで休めます
- つらい気持ちは「治す」というより「支え合う」ことが大切です
- 無理をしないで、身近な人や専門家に相談しましょう

周りの人が不安を感じているときには

- 側に寄りそうなど、安心感を与えましょう
- 目を見て、普段よりもゆっくりと話しましょう
- 短いことばで、はっきり伝えましょう
- つらい体験を無理に聞き出さないようにしましょう
- 「こころ」にこだわらず、困っていることの相談にのりましょう

One point !



4 災害から再生する

仮に被災しても、災害を乗り越え、速やかな復興を図り、被災地域を「災害から再生する」ことが重要です。誰も取り残されることなく、全ての被災者の生活が再建され、コミュニティが維持できるように互いに協力し合うことが求められます。

また、市町村の復興計画の策定作業に住民自ら参画するなど、より良い復興を目指して知恵を出し合うことも必要です。

(1) 被災者の生活及び地域の再建

～被災者の生活再建と地域社会の復興に取り組みましょう～

◎県民、◎事業者、◎地域

■ 県民・事業者の役割

- 県民及び事業者は、被災の有無に関わらず、被災者の生活再建と地域社会の復興に向けて、互いに協力し、積極的に取り組むよう努めましょう。
- 事業者は、各種助成措置等を活用し、事業の継続又は早期の再開と地域経済の復興に努めましょう。
- 市町村の復興計画の策定に参加し、安心して住み続けることができるまちづくりを進めましょう。

■ 地域、県と市町村の役割

- 県及び市町村は、地域住民と連携して、要配慮者が看過されることなく生活再建をすることができるよう見守りと支援に努めます。

■ 県と市町村の役割

- 県及び市町村は、大規模な災害後の復旧及び復興に当たっては、多様な視点に立ち、性別、幅広い年齢階層や職業・生業の異なる様々な人々の意見を広く取り入れ、公共施設の復旧、被災者の生活再建、地域経済の復興等地域社会全体の復興に関する計画を策定するよう努めます。
- 県及び市町村は、被災者の意向も踏まえながら、国その他関係機関と連携し、復興に関する計画に定めた復旧及び復興対策を円滑に実施するよう努めます。

<新潟県の取組>

「農地・農業用施設の災害復旧事業の実施」

地震等により農地・農業用施設が被災した場合には、迅速な復旧及び営農再開を行うため、国や市町村と連携して災害復旧事業を実施しています。なお、国の災害査定を待たずに復旧工事に着手できる制度もありますので、農地・農業用施設が被災した際には、まずは、お住まいの市町村にご連絡ください。

(2) 被災者の生活再建

～支援制度を活用しましょう～

◎県民

■ 県民の役割

- 住宅をはじめ、生活を再建するための公的支援の申請に必要な罹災証明書等の交付を市町村に申請しましょう。
- 公的支援は、市町村・県・国により様々です。それぞれのホームページなどで情報を収集しましょう。
- 公的支援の他にも、加入している保険の保険金請求や職場等での支援を受けることができる場合もあります。

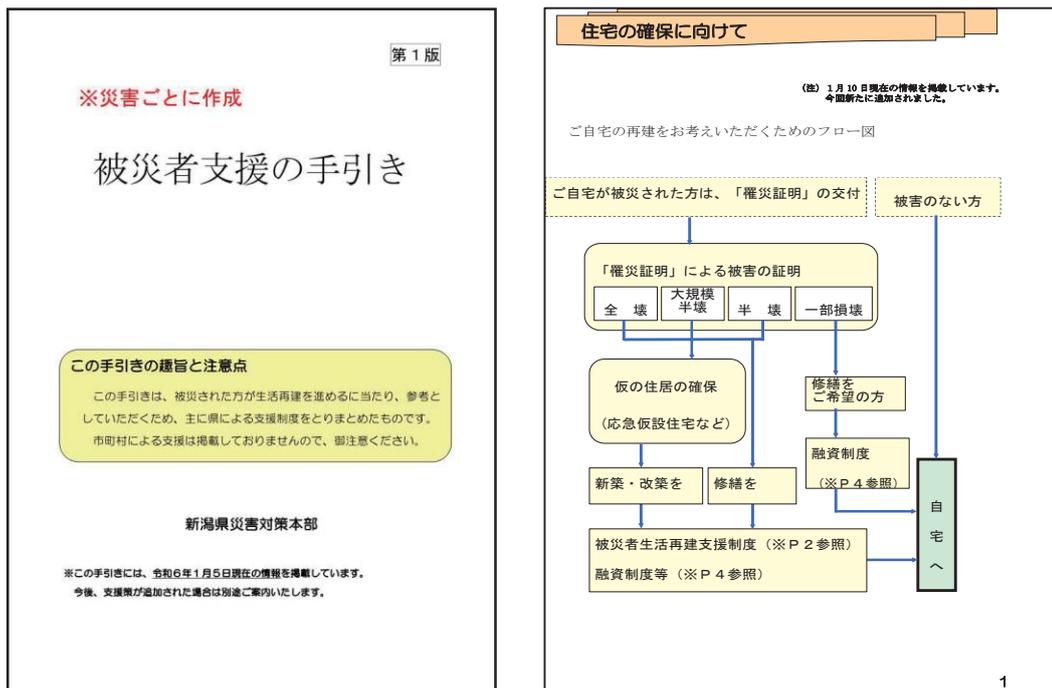
■ 県・市町村の役割

- 県は災害の規模に応じて、被災者生活再建支援法に基づく支援金を被災者に支給するほか、あらゆる援助、助成措置を活用して、全ての被災者が生活再建できるように努めます。
- 市町村は、被災者台帳を作成し、抜け・漏れのない被災者支援に努めます。
- 県及び市町村は、関係団体と連携し、被災者の幅広い相談に応じるため、被災者に利用しやすい形で相談窓口を設置します。

<新潟県の取組>

「被災者支援の手引き」

被災された方が生活再建を進めるに当たり、参考としていただくため、主に県による支援制度をとりまとめた「被災者支援の手引き」を災害時に発行しています。県ホームページ等でご確認ください。



💡 被災者生活再建支援制度

⇒世帯構成によって最大 300 万円が支給。

しかし、適用要件や支給対象世帯に制限あり。

被災者生活再建支援法が適用された市町村では、主に中規模半壊・大規模半壊・全壊となった住家（現に居住しているもの）を対象に区分に応じた支援金が支給されます。支給額は、単身世帯と複数世帯で支給額が異なります。

法の適用要件を満たさない市町村に居住する方は対象になりませんが、自治体独自の類似支援制度が設けられる場合もあります。

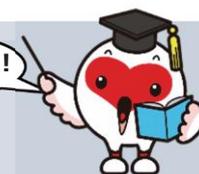
申請窓口は市町村になるので、市町村から発表される情報に注意してください。

被災世帯の区分	損害割合	支援金の支給額		
		基礎支援金	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
中規模半壊	30%台	—	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃借	25万円

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

（注意）被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。

One point!



(3) 社会・経済の復興

～事業の継続や早期再開に努め、地域経済の復興に貢献～

◎ 事業者

■ 事業者の役割

- 事業者は、被災の有無に関わらず、地域社会の復興に向けて、互いに協力し、積極的に取り組むよう努めましょう。
- 事業者は、各種助成措置等を活用し、事業の継続又は早期の再開とともに、地域経済の復興に努めましょう。

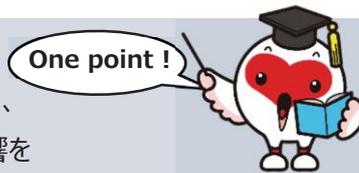
■ 県と市町村の役割

- 県及び市町村は、災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口等を設置します。

Q 倒壊建物の撤去や建物解体時の注意点は？

- A 古い建物にはアスベストを含む建材が使用されている場合がありますので、倒壊建物の撤去等の際には アスベストの飛散等により周辺環境に影響を及ぼすことのないよう、十分気をつけましょう。

One point!



(4) 教訓の発信

～被災経験から得られた教訓を次世代に伝承しましょう～

◎ 県民、◎ 事業者

■ 県と市町村、県民・事業者等の役割

- 県、市町村、県民及び事業者等は、これまでの被災経験から得られた教訓を次世代に伝承するとともに、県外にも広く発信し、社会的資産として共有を図るよう努めます。

＜新潟県の取組＞

「新潟県災害デジタルアーカイブ」

災害の記憶と災害から得た教訓・備えの必要性を次世代に伝えていくため、過去に発生した災害記録を体系的に閲覧できる「新潟県災害デジタルアーカイブ」を公開しました。

新潟地震（1964年）や新潟県中越地震（2004年）、令和4年8月豪雨（2022年）など9つの災害について掲載されていますので、ぜひアクセスしてみてください。

過去を知り、
未来に備える。
「知る」これが
災害へ備える第一歩

新潟県災害デジタルアーカイブ 検索

各災害事例

1964年6月16日 新潟地震	1974年7月28日 新潟県山火山噴火	2004年7月12日～18日 平成16年7月新潟・福島豪雨
2004年10月23日 新潟県中越大地震	2007年7月16日 新潟県中越沖地震	2011年7月27日～30日 平成23年7月新潟・福島豪雨
2016年12月22日 糸魚川市大規模火災	2022年8月3日～4日 令和4年8月3日からの大雨	2024年1月1日 令和6年能登半島地震

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saigai-archive/>



←アクセスはこちらから

(5) 県外の被災地への貢献

～県外から支援を受けたことを忘れず、県外の被災地への支援活動に努めます～

◎ 県民、◎ 事業者

■ 県と市町村、県民・事業者等の役割

- 新潟県は、過去の災害のたびごとに県外から多大な支援を受けてきました。このことを忘れず、県外で災害が発生した場合には、私たちが過去の災害から得た教訓を生かし、被災地を支援するとともに、支援活動を通じて自らの防災力も高めるよう努めます。



<新潟県の取組>

「県境なき技師団の派遣」

中越沖地震時の初動対応検証し平成20年度に「災害応援派遣の事前準備体制（県境なき技師団）」を土木部において創設し、近年頻発する大災害に備え、県内外を問わず被災地域へ職員を派遣する体制を構築しています。派遣職員は被害調査や災害復旧業務に従事し、被災地の早急な復興を支援しています。



H28 熊本地震への職員派遣



H30 北海道胆振東部地震への職員派遣

「『チームにいがた』による県外支援活動」

県と県内30市町村は「大規模災害における「チームにいがた」による相互応援協定を締結し、被災市町村をバックアップする体制を整えていますが、この「チームにいがた」の仕組みを活用し、県外の被災地にも積極的に支援活動を行っています。

活動を通して、過去の災害対応経験を活かして被災地を応援するとともに、「チームにいがた」としての災害対応能力の向上を図っています。





💡 対口支援（たいこうしえん）

⇒ 被災市町村を他の自治体がペアとなって支援すること

大規模災害が発生すると、その業務の膨大さ・複雑さから被災市町村単独で業務を進めることは困難であり、他の自治体から応援を受ける必要があります。

わが国では、被災市町村とペアとなって災害対応に当たる応援自治体を派遣するための「対口支援」の仕組みが構築されており、「チームにいがた」が県外支援を行う際もこの仕組みによっています。

年度	災害	応援先	応援期間	業務	参加団体等
平成25年度	台風18号	京都府 福知山市	H25.9.30 ～10.2	家屋被害認定調査実務	3市6名、 県2名
平成26年度	豪雨被害	京都府 福知山市	H26.8.25 ～8.30	家屋被害認定調査事務局支援等	8市13名、 県2名
平成28年度	熊本地震	熊本県内 市町村	H28.4.18 ～6.1	被災者生活再建支援全般(家屋被害調査、罹災証明等)	9市54名、 県41名
平成30年度	豪雨災害	岡山県 倉敷市	H30.7.19 ～7.23	家屋被害認定調査業務	15市町31名、 県8名
	北海道胆振 東部地震	北海道 安平町	H30.9.15 ～10.8	被災者生活再建支援全般(家屋被害調査、罹災証明等)	22市町81名、 県19名
令和元年度	台風19号	福島県 郡山市	R01.10.23 ～11.8	家屋被害認定調査実務 罹災証明書交付(マネジメント)	27市町村81 名、県15名

－「チームにいがた」の県外への派遣実績－

対口支援では、原則、被災県外の都道府県とその管内市町村が一体となって派遣され、罹災証明書交付業務や避難所運営業務を支援するほか、被災市町村長に対し、業務運営の助言を行います。

元々、「対口支援という言葉は中国語で、「対」はペアを、「口」は人を指し、2008年5月に発生した四川大地震でもこの方式が採用されました。（引用：「ぎょうせいオンライン」究極の対口支援（東日本大震災 10年 その2） 山村 武彦(防災システム研究所 所長)）

参考資料

(1) 新潟県内で発生する恐れのある主な災害の種類と特徴

①地震

新潟県は活断層が多く、昔からたびたび大小の地震に見舞われてきたほか、日本海の沿岸に近い海底の活断層を震源として津波を伴う地震がしばしば発生し、共に大きな被害を引き起こしてきました。

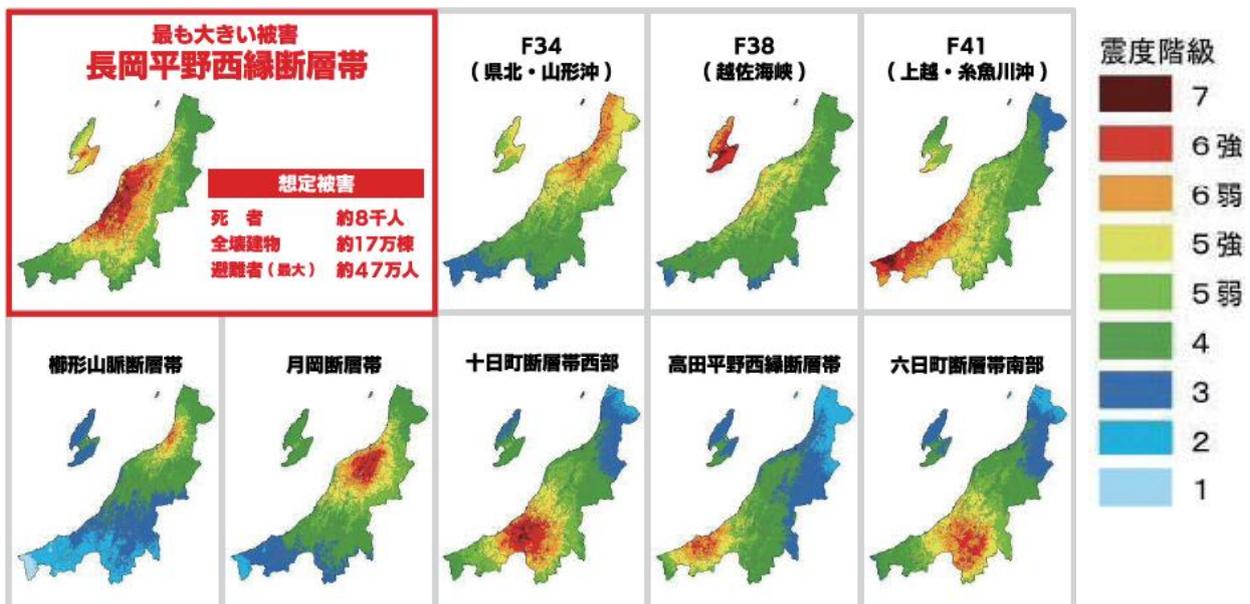
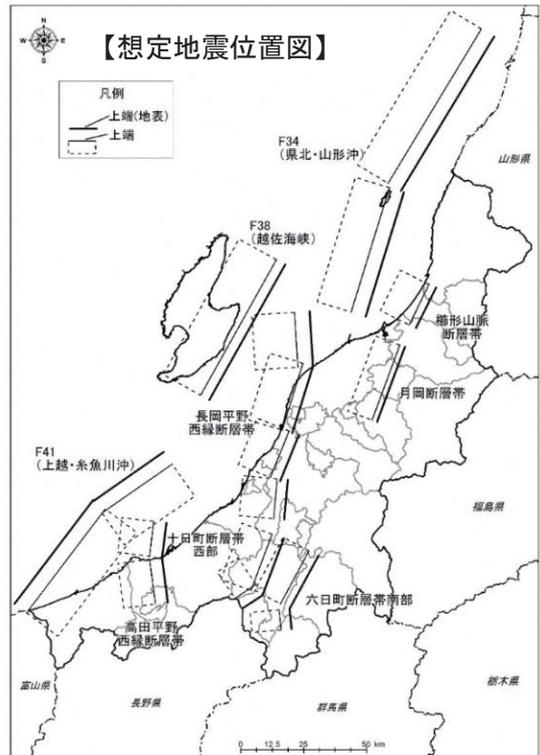
県では、県内で発生する可能性がある9つの大きな地震を想定し、建物被害、人的被害、避難者などがどれくらいになるか、科学的な知見に基づいて予測を行い、令和4年3月に公表しました。

その結果、9つの地震の中でも、新潟市の沖合から小千谷市にかけて延びる「長岡平野西縁断層帯」を震源とする地震による被害が最も大きく、県内の死者は約8千人、建物の全壊は約17万棟、避難者は最大47万人など、様々な被害が発生することが予測されます。

県内には、これ以外にも多くの活断層があるほか、隣県の活断層を震源とする地震でも県内に被害が発生することが分かっています。

更に、新潟県は全域が豪雪地帯（うち18市町村は特別豪雪地帯）に指定され、1年の1/3が積雪に覆われている地域もあるため、冬季に地震が発生した場合は、積雪の影響で被害が拡大することも懸念されます。

【震度分布図】



➤ 「新潟県地震被害想定調査」の結果

https://www.pref.niigata.lg.jp/site/bosai/niigatakennjishinnhigai_souteichousanokekkanituitehoukokusimasu.html

「新潟県地震被害想定調査」
で検索

こちらチェック!!

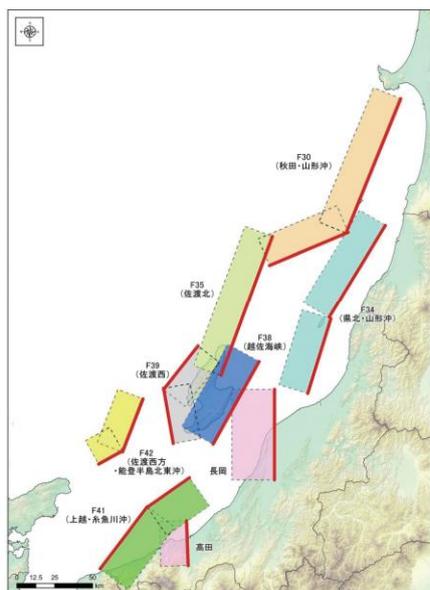


②津波

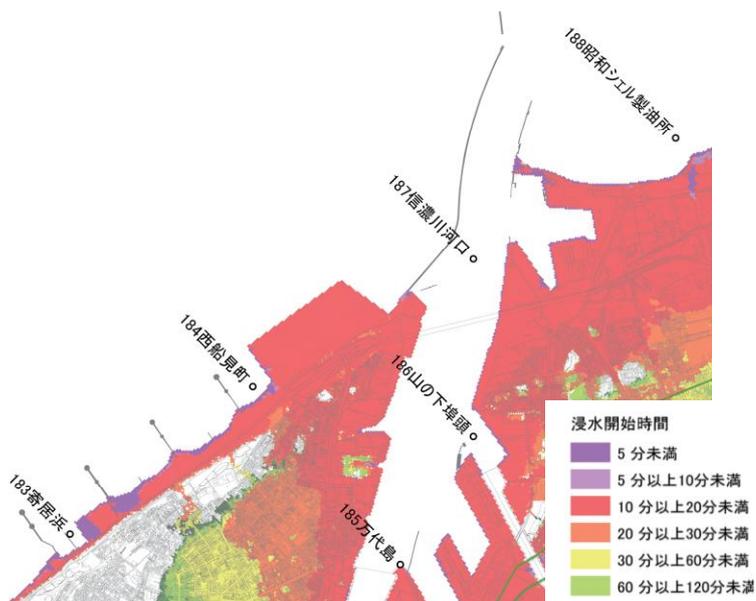
新潟県など日本海側の津波は、津波を引き起こす断層（震源）が近いことから、地震の規模に比べ津波が高く、また、到達するまでの時間が数分から10分程度のところもあり、30分から40分前後であった東日本大震災に比べると極めて早いことが特徴です。

1964年の新潟地震では、地震発生約15分後から津波が日本海沿岸各地を襲い、新潟市では信濃川沿いの低地帯で浸水が発生しました。また、日本海では、1983年の日本海中部地震や1993年の北海道南西沖地震など、繰り返し津波の大きな被害が出ています。

大きな揺れのすぐあとに津波が来るので、避難が困難な「早い津波」、にどう備えるか、津波と地域の特性を知って1分でも1秒でも早く、安全な場所に逃げるのが重要です。



【新潟県付近の津波断層】



【津波浸水開始時間】

③水害

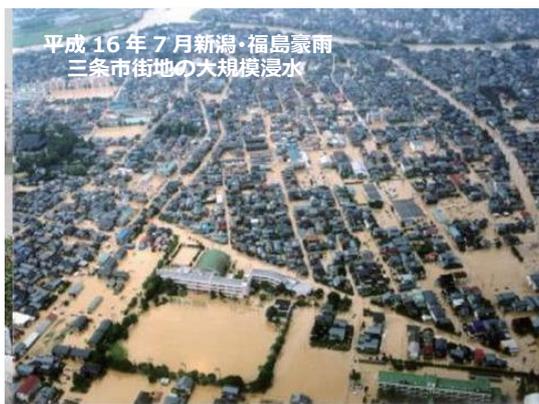
新潟県においては、梅雨末期の大雨による水害の頻度が高く、秋には台風の大雨による水害も発生しています。

「平成 16 年 7 月新潟・福島豪雨」では、7 月 12 日の夜半から 13 日にかけて、日本海から北陸地方に停滞する梅雨前線の活動が活発化し、北陸沿岸で発達した雨雲が次々に流れ込み、長岡市や三条市などの中越地方を中心に激しい降雨となり、甚大な被害をもたらしました。

「平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨」では、積乱雲が繰り返し発生する「バックビルディング型形成」により、積乱雲が長時間、連続的に形成され、笠堀ダム雨量観測所（新潟県）で降り始めからの総雨量が 1,000 ミリに迫り、中越地方を中心に広い範囲で被害をもたらしました。

「令和元年東日本台風」では、台風の接近により、新潟県内では 10 月 12 日から 13 日にかけて大雨となり、上越市、妙高市、糸魚川市で、県内で初めて大雨特別警報が発表されました。長野県の千曲川流域や福島県の阿賀川流域で豪雨となったため、新潟県内で、それほど雨が降っていない地域の河川でも、水位が上昇し、多くの住家被害が発生しました。

「令和 4 年 8 月 3 日からの大雨」では、2022 年 8 月 3 から 4 日にかけて、前線や低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ結果、線状降水帯が繰り返し発生したことにより新潟県下越地方を中心に記録的な大雨が発生しました。関川村下関観測所での累計雨量は 569 mm に達するなど累計雨量・時間雨量が過去最大を更新した観測点が複数あり、多くの被害をもたらしました。



平成 16 年 7 月新潟・福島豪雨
三条市街地の大規模浸水



平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨



令和 4 年 8 月 3 日からの大雨

④土砂災害

県土の約 8 割が脆弱な地質からなる中山間地であり、県内には土砂災害のおそれのある箇所が数多く分布しています。土砂災害は、ひとたび発生すると、人命や家屋などに被害を及ぼすだけでなく、その地域で暮らす住民の生活や経済活動など、地域社会全体に被害を及ぼします。

1978 年（昭和 53 年）5 月に中頸城郡妙高村（現在は妙高市）の白田切川で大規模な土石流が発生しました。土石流は、山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されるものです。融雪水と混ざり土石流となって流出した土砂は、赤倉温泉に通じる県道の白妙橋上流であふれ出し、下流の白妙橋や川沿いの建物等を押し流しました。この土砂は、約 3 km 下流にある国道 18 号や国鉄信越

本線（現在の JR 信越本線）まで押し寄せ、13 名が死亡するなど、甚大な被害を及ぼしています。

また、県内全域が豪雪地帯である本県では、融雪水が作用して発生する地すべりが多いことが特徴として挙げられます。とりわけ脆弱な地質が広く分布する中越、上越で地すべりが多く発生しています。

2012 年（平成 24 年）3 月に上越市板倉区で融雪水により誘発された大規模な地すべり（国川地すべり）が発生し、人家 4 棟、非住家 7 棟の全 11 棟が全壊したほか、一般県道三和新井線が通行止めとなるなどの被害が発生しています。

2021 年（令和 3 年）3 月に上越市梨平で地すべりが発生し、農地等に被害が発生しています



1978 年（昭和 53 年）白田切川土石流災害



（↑土の塊が現計を保ちながら移動）



2012 年（平成 24 年）国川地すべり災害



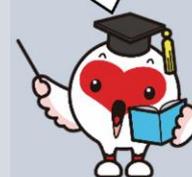
（←山間地や急傾斜地周辺に多くの集落が散在）

➤ **みんなの暮らしを守る砂防の仕事**

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sabo/1191947428492.html>



こちらもチェック!!



➤ **新潟県土砂災害警戒情報システム（新潟県）**

http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/sabou/index_top.html



⑤ 雪害

新潟県は、全域が豪雪地帯に指定され、うち 18 市町村が特別豪雪地帯に指定されている全国有数の豪雪県であり、過去、幾度にもわたり、豪雪、雪崩、土砂崩れ、地吹雪、着雪等によって、住民生活に重大な支障を及ぼす事象に見まわれてきました。

昭和 61 年 1 月には、糸魚川市（旧西頸城郡能生町）^{ませぐち} 柵口地区で表層雪崩が発生し、高低差約 350m で約 1.8Km を流下し柵口集落に到達し、死者 13 名、重軽傷者 9 名、家屋全壊 16 戸、半壊 2 戸、一部損壊 1 戸と甚大な被害が発生しました。



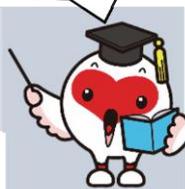
近年では、特に短期間に集中的な降雪（いわゆる「異常降雪」）によって、被害が増加する傾向があります。

令和 2 年度においては、山間地だけでなく、普段雪の少ない平野部でも大雪となり、雪による死者数が 364 人（うち死者数 21 人）、住家被害が 310 棟、県内各地で道路除雪が困難となるなど、県民生活にも多大な影響を及ぼしました。

また、大雪によって、高速道路や国道などで、ひとたび事故やスタック（雪道に車輪がはまり、動けなくなる現象）による立ち往生が発生すると、大規模な車両滞留に繋がる可能性があります。



令和 2 年 12 月には、関越自動車道で最大約 2,100 台もの車両滞留が発生し、解消に 2 日以上を要しました。車両に取り残されたドライバーの人命や健康への懸念を生じさせ、沿線地域の生活活動や、物流が滞るなど、社会経済活動にも多大な影響を及ぼすこととなりました。



- **雪崩災害に備えよう（新潟県）**
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sabo/1356807336294.html>
- **新潟県雪対策実施計画（新潟県）**
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/chiikiseisaku/yukitaisakuzissikeikaku.html>
- **除雪作業中の事故にご注意ください（新潟県）**
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikiseisaku/191025zikoboushi.html>
- **道路利用者の皆様へのお願い（新潟県）**
https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/life/449507_1092815_misc.pdf
- **関越自動車道集中降雪に関する対応検討会（国道交通省ほか）**
<https://www.hrr.mlit.go.jp/press/2020/3/210331dourobu.pdf>
- **国土交通省 冬の道路情報 公式サイト「おしえて！雪ナビ」**
https://www.hrr.mlit.go.jp/hokugi/yukinavi/hokuriku.html#midashi_an
- **NEXCO 東日本 高速道路冬道情報（LINE 公式アカウント）**
<https://lin.ee/AscyxLM>



⑥火山災害（糸魚川市・妙高市）

県内には、糸魚川市と妙高市にまたがる「新潟焼山」と妙高市に位置する「妙高山」の二つの活火山が存在し、とりわけ「新潟焼山」は気象庁による「常時観測火山」に指定され、同庁が 24 時間監視を行っています。

火山の噴火は、地下に蓄積されたマグマのエネルギーの爆発的な放出により、一瞬にして広範な地域に壊滅的な被害をもたらします。大規模な噴火により発生する火砕流、火山泥流、火砕サージ等は時に時速数十 km から 100km 以上の高速で襲来するため、多くの場合、噴火を覚知してからでは避難は困難です。

また、小規模な噴火であっても、その付近では噴石の直撃など命に関わるため、登山者等は突発的な噴火に注意することが必要です。新潟焼山では、1773 年の噴火以降、マグマ噴火は起こっていませんが、20 世紀以降も小規模な水蒸気噴火が発生しており、1974 年（昭和 49 年）の水蒸気噴火では、山頂付近で噴石により登山者 3 名が死亡しています。



- **新潟焼山の噴火警戒レベル（気象庁）**
https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level/PDF/level_307.pdf
- **新潟焼山火山防災マップ（糸魚川市）**
<https://www.city.itoigawa.lg.jp/3494.htm>
- **新潟焼山へ登山する際には登山届の提出が義務づけられています（新潟県）**
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/bosaikikaku/yakeyama.html>



⑦大規模火災

日本海側は「フェーン現象」が起きやすく、本県では、こうした気象条件下などで、しばしば大規模な市街地延焼火災が発生しています。

記憶に新しいのは、平成 28 年 12 月 22 日に糸魚川市で発生した大規模火災です。

本火災では、焼損棟数が 147 棟、焼損床面積は 30,213.45m²にも及び、昭和 51 年の酒田市における大火以来 40 年ぶりの市街地における大規模火災となりました。

本火災の火元となった地域は、木造の建築物が密集しており、出火当日は新潟地方気象台が強風注意報を発表するなど、普段より注意が必要な気象条件となっていました。

本火災では、強風により火元及び延焼先から大量の火の粉や燃えさが広く飛散し、風下側の木造建築物への飛び火によって、同時多発的に延焼が拡大しました。

木造の建築物が多い地域では、強風下で大規模な火災が発生する可能性があることから、県では、消防本部等の関係機関と連携しながら、県民に対して火災予防の呼びかけを行っています。

- **糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会（総務省消防庁）**
https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/kento209.html
- **平成 28 年新潟県糸魚川市における大規模火災に関する情報(新潟県)**
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kikitaisaku/2016itoigawashikasai.html>
- **火災発生状況（新潟県）**
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shobo/1196698574696.html>
- **まちの防火対策支援事業（新潟県）**
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/jutaku/bouka2.html>



⑧原子力災害

原子力災害とは、原子力発電所の施設から放射線や放射性物質が異常な水準で放出され、一般の人々に影響を及ぼすことです。測定器を用いることにより、放射線や放射性物質の存在は検知できますが、その影響をすぐに五感で感じることができません。そのため、県内では52局のモニタリングポストで24時間連続で放射線等を監視しており、ホームページで公表しています。

お住まいの地域によって、とるべき行動が異なりますので、国や県、市町村からの正しい情報や指示に従って、落ち着いて行動しましょう。



💡 原子力発電所で事故が起こったら

⇒ まずは情報収集！

原子力発電所で事故が起こった場合、県や市町村がTV、ラジオ、インターネットなど様々な方法で、事故の状況をお知らせします。



⇒ あなたのお住まいの地域は？

発電所での事故の状況や、発電所からの距離に応じて段階的に避難・屋内退避などを行います。

○ PAZ（即時避難区域）

放射性物質の放出前に避難指示が出されます。妊婦や乳幼児等の配慮を必要とする方々（「施設敷地緊急事態要避難者」という。）については、施設敷地緊急事態の段階で避難を開始します。

また、事故の状況が悪化し、緊急事態区分が全面緊急事態となった段階で、原則として全ての住民が直ちに避難します。



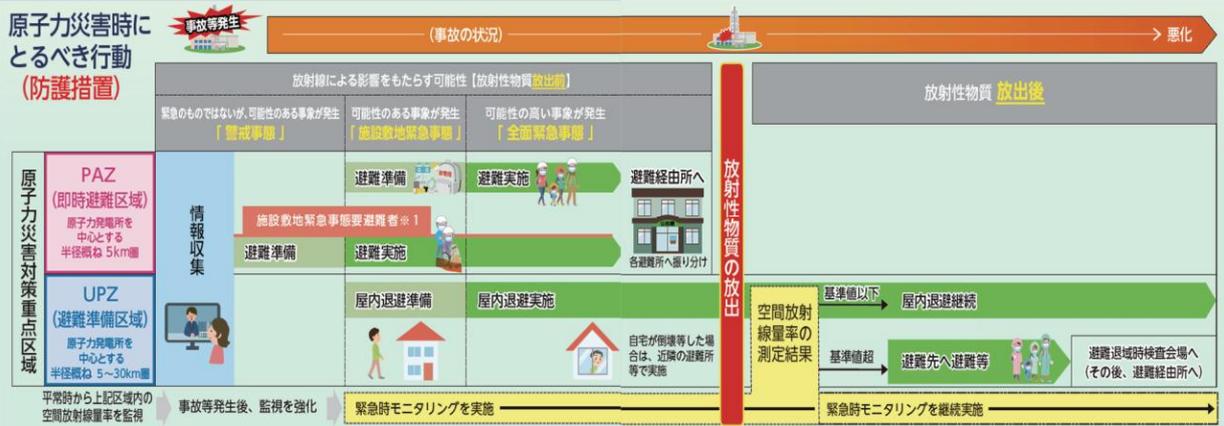
○ UPZ（避難準備区域）

緊急事態区分が全面緊急事態となった段階で、速やかに屋内退避を実施します。その後、さらに事故の状況が悪化し、放射性物質が放出された場合、空間放射線量率が基準以上に上昇した地域を対象に避難等を行います。

屋内退避は数日間継続することもあるので、日頃から食料や飲料水の備蓄が大切です。

屋内退避は数日間継続することもあるので、日頃から食料や飲料水の備蓄が大切です。

💡 原子力災害時にとるべき行動



※ 30 km圏外（UPZ外）の地域については、発電所の状況や放射線量の測定結果などにより、必要に応じて、屋内退避や避難等を行います。国や県、市町村からの情報・指示に従って、落ち着いて行動しましょう。

※ 1 「施設敷地緊急事態要避難者」

次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 要配慮者（高齢者、障がい者等）のうち、避難の実施に通常以上の時間を要する方
- ② 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある方
- ③ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した方

お住まいの地域によって、とるべき行動が異なりますので、自分の住んでいる地域、通勤・通学している地域などについて、ガイドブック等を確認しておきましょう。

また、日頃から放射線についての基本的な知識を身につけておきましょう。

➤ 原子力発電所事故に備えるための基礎知識（新潟県）

➤ PAZ・UPZ市町村原子力防災ガイドブック（各市町村）

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/genshiryoku/0258065.html>



➤ 新潟県原子力災害広域避難計画（新潟県）

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/genshiryoku/1356910207136.html>



➤ 新潟県環境放射線監視テレメータシステム（新潟県）

<http://housyasen.pref.niigata.lg.jp/>

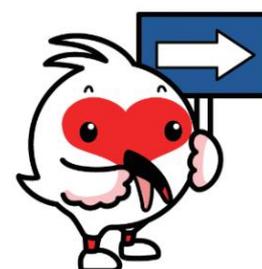


こちらもチェック!!

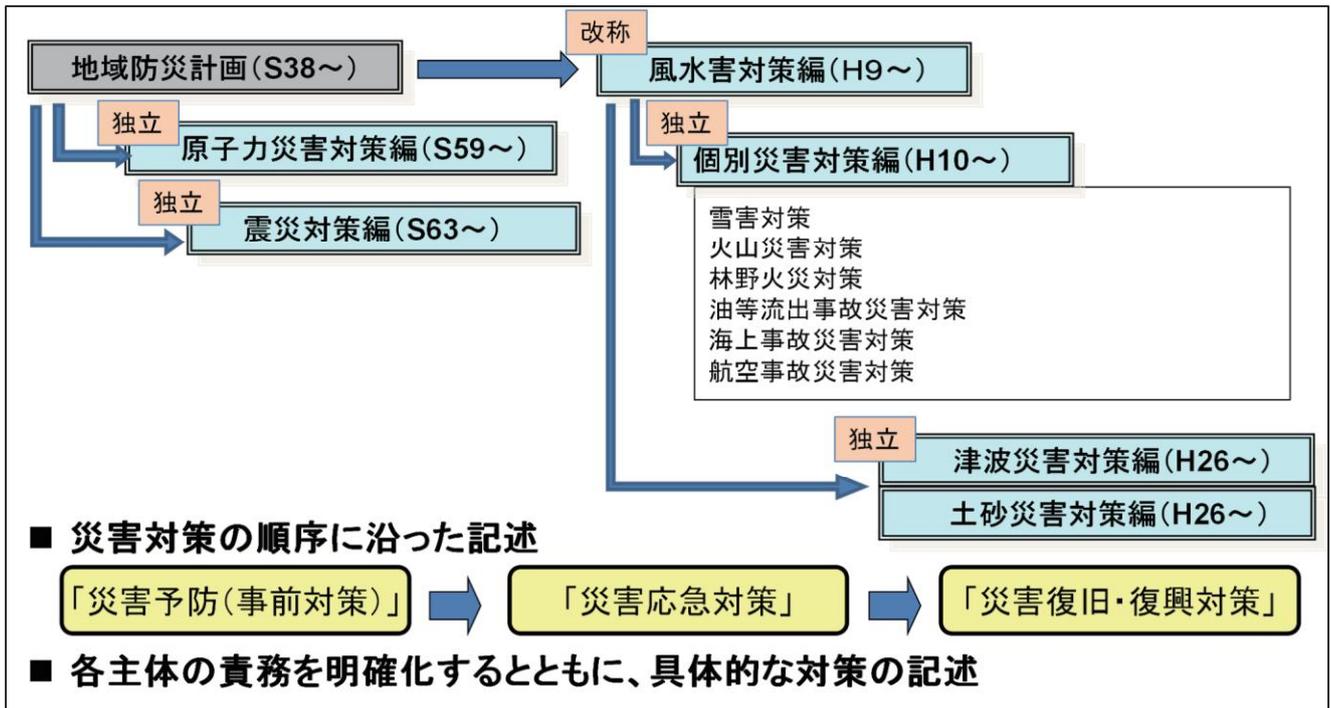


■市町村の災害情報（ゲートウェイページ）一覧

市町村名	災害種別	Web サイト	URL
新潟市	全般	過去の災害情報	https://www.city.niigata.lg.jp/smph/kurashi/bosai/oshirase_ichiran/kako_saigaiinfo/kakosaigai.html
長岡市	全般	災害の記録	https://www.bousai.city.nagaoka.niigata.jp/plan-pamphlet/disaster-record.html
三条市	全般 (水害)	過去の災害	https://www.city.sanjo.niigata.jp/bosai_bohan/bosai/kakonosaigai/index.html
柏崎市	地震	過去の災害の記録	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/bosai_bohan_shobo/bosai/kakonosaigainokiroku/index.html
小千谷市	地震	新潟県中越大震災の記録	https://www.city.ojiya.niigata.jp/life/1/9/37/
十日町市	全般	災害の記録	https://www.city.tokamachi.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/bousai_anken/saigai_kiroku/index.html
村上市	全般	村上市の過去の災害について	https://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/131/bousai-kakosaigai.html
燕市	全般	過去の災害情報	https://www.city.tsubame.niigata.jp/kurashi/bosai/7/index.html
糸魚川市	全般	自然災害伝承碑について・過去の災害情報	https://www.city.itoigawa.lg.jp/item/31325.htm#ContentPane
南魚沼市	全般	東日本大震災・その他の災害関連	https://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/bousaiaizen/saigaikanren/
関川村	水害	羽越水害	http://www.vill.sekikawa.niigata.jp/tourism/209/213/index.html



(2) 新潟県地域防災計画の体系図

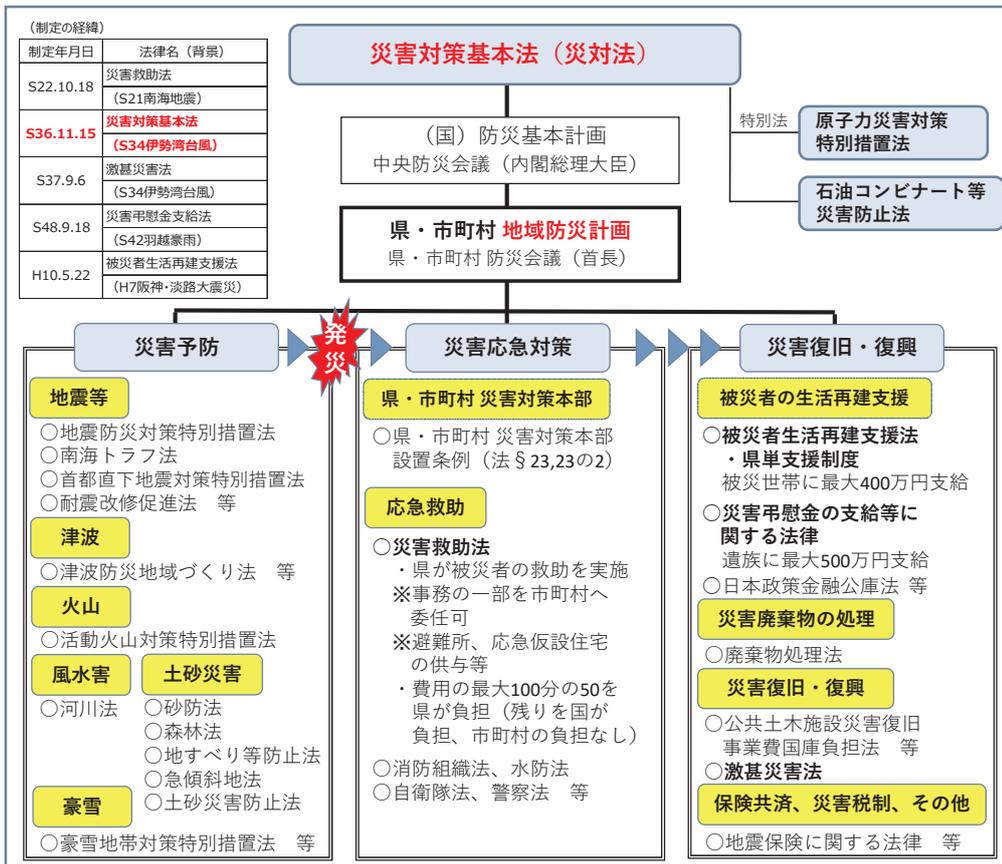


■新潟県地域防災計画の掲載場所（新潟県）

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/bosaikikaku/sec-bousaikikaku-chiikibousaieikaku.html>



(参考) 災害法制の全体像について



(3) 新潟県防災基本条例

新潟県防災基本条例

令和3年12月28日新潟県条例第44号

本県は、広い県土と長大な河川や海岸線を有し、広大な沖積平野、丘陵状の中山間地域や県境を区切る急峻(しゅん)な山岳地帯、日本海に浮かぶ佐渡島や粟島など変化に富んだ地形と、冬の雪のもたらす水の恵みにより、有史以前から人々の豊かな暮らしが育まれてきた。しかし、それらの複雑な地形を形作った多くの活断層や火山の活動と脆(ぜい)弱な地質、繰り返される河川の氾濫、豪雪等により、しばしば大規模な洪水、地震、地滑り、雪崩等による災害が発生し、人々を苦しめてもきた。私たちの先人が、自然と向き合い、英知を結集し、力を合わせ治山治水等を粘り強く進めた結果、災害発生の頻度は減ったものの、依然として潜在的に災害発生の危険性が高い地域で暮らしていることを私たちは忘れてはならない。

近年、気候変動により激甚な気象災害が各地で頻発し、従来の経験に基づく想定や整備済みの防災施設の能力を超える事態の発生が懸念されている。また、都市化が進み災害リスクが高い地域への人口集積が進む一方、人口減少や高齢化等による地域防災の担い手不足等、地域の防災力の総体的な低下が進み、災害に対して地域全体の脆弱性が高まってきていると考えられる。

このような状況下で、現在及び将来にわたって県民の命と暮らしを守るためには、過去の災害から得られた教訓を防災に生かし、次代の県民に確実に伝承する必要がある。そして、県民一人一人が改めて災害を自身の問題として捉え、自助の重要性を深く認識して行動に移すとともに、地域住民等による互助、特定非営利活動法人等の介在による広域的な共助、行政による公助について、それぞれの主体がその役割を認識し、連携して防災の取組を進め、地域の総合的な防災力の向上を図ることが重要である。私たちは、いつの時代にあっても、老若男女とも、官民公私の立場にかかわらず、災害に無関心であってはならず、また、災害で困窮する隣人に無関心であってはならない。

ここに私たちは、防災に関する基本理念を広く共有し、あらゆる主体の力を集めて県民の命と暮らしを守り、被災しても災害を乗り越え、誰もが安心して暮らせる豊かな新潟県づくりを実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、現在及び将来の世代の県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に関

する基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民、事業者及び自主防災組織等の役割を明らかにすることにより、多様な主体が連携して防災に関する対策(以下「防災対策」という。)を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心な地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び災害からの復興を図ることをいう。
- (3) 自助 県民が、自らの生命及び身体の安全を確保することをいう。
- (4) 互助 地域住民等が互いに助け合い、地域の安全を確保することをいう。
- (5) 共助 ボランティア又は特定非営利活動法人その他の事業者が、その居住し、又は所在する地域の範囲を越えて被災者等の支援を行うことをいう。
- (6) 公助 行政機関が被災者等の支援を行うことをいう。
- (7) 防災関係機関 法第2条第5号に規定する指定公共機関及び同条第6号に規定する指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。
- (8) 自主防災組織等 法第2条の2第2号に規定する自主防災組織その他の地域における防災活動を自発的に行う組織をいう。
- (9) 防災力 個人における総合的な防災の能力又は団体若しくは地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう。

(基本理念)

第3条 防災は、事前の対策により、災害による被害の最小化及び被災地域の速やかな復興を図ることを基本とし、次に掲げる事項を旨として行われるものとする。

- (1) 人命の保護を最も優先すること。
- (2) 男女共同参画の視点を反映すること。
- (3) 基本的人権を尊重するとともに、要配慮者(法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。)の置かれている状況及び被災者等の性別、年齢その他の事情に十分に配慮すること。
- (4) 自助、互助、共助及び公助を担う多様な主体

が相互に連携し、及び協働しつつ、持てる力を最大限に発揮すること。

- (5) ボランティア、支援団体等による被災地域外からの支援を積極的に活用すること。
- (6) 全ての被災者の生活再建を図ること。
- (7) 県民が、防災に関して生涯にわたって学び、自らがとるべき行動に習熟し、次代の県民にその知識と経験を伝承する機会を確保すること。
- (8) 複合災害（一の地域において複数の種類の災害が同時又は連続して発生することをいう。）又は積雪、感染症のまん延その他の厳しい環境における災害の発生を常に想定すること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町村、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織等その他の関係者と連携して、防災対策を総合的に推進するものとする。

（県民の役割）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、自らの防災力を高めるため、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 居住する地域における災害発生の危険性及び避難の指示その他の災害に関する情報に基づきとるべき行動をあらかじめ把握するなど、災害に関する知識を習得すること。
 - (2) 災害の種類ごとに、想定される事態の推移に応じて災害時にとるべき行動に習熟し、避難の際に必要な物資を備蓄するなど、平時から災害に備えること。
 - (3) 現に発生し、又は発生するおそれがある災害に対し、自ら情報収集しつつ、危険を回避し、安全を確保するための行動をとるなど、災害に適切に対応すること。
 - (4) 災害からの地域社会の再生に係る取組に協力すること。
- 2 県、市町村、防災関係機関、事業者、自主防災組織等その他の防災に関する関係者は、相互に連携して、前項に規定する取組を促進するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの社会的役割に鑑み、事業を継続する体制の整備その他の防災対策に積極的に取り組むよう努めるものとする。

（自主防災組織等の役割）

第7条 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、地域の安全を確保するため、防災対策に積極的に取り組むよう努めるものとする。

（市町村の役割）

第8条 市町村は、基本理念にのっとり、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、県、国、防災関係機関、住民、事業者、自主防災組織等その他の関係者と連携して、防災対策を推進するものとする。

（県及び市町村の応援）

第9条 県及び市町村（災害が発生した市町村（以下この条において「被災市町村」という。）を除く。）は、災害が発生したときは、一体となって被災市町村の応援を行うものとする。

- 2 県及び市町村は、前項の応援が円滑に実施されるよう、平時から応援及びその受入れに必要な体制の整備に努めるものとする。
- 3 被災市町村は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、直ちに県及び他の市町村に応援を要求するものとする。

（防災に関する行動指針）

第10条 知事は、県民、事業者及び自主防災組織等の防災に関する意識の高揚及び自発的な防災対策の取組の促進を図るため、防災に関する行動指針を作成するものとする。

- 2 知事は、毎年1回、前項の防災に関する行動指針に係る取組の状況を新潟県防災会議に報告するとともに、これを公表するものとする。

（教訓の発信）

第11条 県、市町村、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織等その他の関係者（次項において「県等」という。）は、過去の災害から得られた教訓を次代の県民に伝承するとともに、県外に広く発信し、県内及び県外の防災力の充実強化に資するよう努めるものとする。

- 2 県等は、県外で災害が発生した場合には、過去の災害から得られた教訓を生かし、被災地域を支援するとともに、支援活動を通じて自らの防災力の充実強化を図るよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(4) 新潟県防災基本条例検討委員会

■委員名簿（敬称略）

	氏名	所属名等
学識経験者	田村 圭子	新潟大学危機管理室教授
	井ノ口 宗成	富山大学都市デザイン学部准教授
自主防災組織・ボランティア関係	稲垣 文彦	公益社団法人中越防災安全推進機構統括本部長
	椎谷 照美	特定非営利活動法人ヒューマン・エイド22代表理事
自治体	田伏 真	見附市企画調整課長
	河野 照郎	出雲崎町総務課長

※役職は就任当時のもの

■新潟県防災基本条例検討委員会設置要綱

（目的）

第1条 「新潟県防災基本条例」の制定に向け、専門的な知識や経験等に基づく意見等を聴取するため、新潟県防災基本条例検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、県が条例案を策定するにあたり次に掲げる事項について、県に指導・助言を行う。

- (1) 自助・互助・共助・公助それぞれの主体が果たすべき役割に関すること
- (2) 県民の防災意識の啓発に関すること
- (3) その他本県における防災対策の推進に関すること

（組織）

第3条 検討委員会は、県が委嘱する6人以内の委員で組織する。

- 2 委員の任期は、1年とする。
- 3 前項の任期は、1年を超えない範囲内で延長することができる。

（委員長）

第4条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、検討委員会の議事を運営する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 検討委員会は、第2条に掲げる事項の検討を行うため、必要に応じて、防災局長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認める場合には、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 自治体の委員が欠席する場合については、当該委員の所属組織に属する者の代理出席を可能とする。

（庶務）

第6条 検討委員会に係る庶務は、防災局防災企画課において処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月14日から施行する。

■ 検討過程

	新潟県防災基本条例	防災に関する県民行動指針
令和2年 11月17日	第1回検討委員会	
令和3年 1月15日 2月15日 8月20日 8月30日 9月14日～ 10月28日 12月28日	第2回検討委員会 第3回検討委員会 第4回検討委員会 市町村長への意見照会 パブリックコメント 第5回検討委員会 条例公布	第5回検討委員会
令和4年 1月11日 2月25日～ 3月22日 3月30日 4月1日	条例施行	第6回検討委員会 パブリックコメント 第7回検討委員会 公表

防災に関する県民行動指針

(令和4年3月)

(令和7年10月改正)

新潟県防災局防災企画課

電話：025-282-1605

ファクス：025-282-1607